

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	57 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	48 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	42 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 10 月から 63 年 6 月まで
② 平成元年 8 月から 4 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 10 月から個人で仕事を始めたので、市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、郵送されてきた納付書により、その時々自分の経済状況に応じて、納付できるときに1か月分又は数箇月分の保険料を金融機関で納付していた。

平成 14 年頃、個人的事情で国民年金保険料を滞納してしまい、後でまとめて納付したこともあったが、それまでの期間はきちんと納付していたはずであり、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、平成3年4月から4年3月までの期間について、申立人は、郵送されてきた国民年金保険料の納付書により、その時々自身の経済状況に応じて、1か月分又は数箇月分の保険料を金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の納付記録により、3年10月に行われたと推認でき、その時点で当該期間は、現年度納付により保険料を納付することが可能な期間であることから、申立人が加入手続を行っていないながら保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間②当時、申立人と一緒に仕事をしていたとする知人は、「申立人が、国民年金保険料を納付しているところを見たわけではないが、同じように仕事をしていた仲間同士で、よく年金の話をしてきた。その仲

間の中でも、申立人は細かいこともメモを取ったりするなど、きちんとしていた方なので、保険料の納付書が届いていながら納付しないとは考えられない。」旨証言している。

2 一方、申立人は、会社を退職した昭和 59 年 10 月に市役所の支所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続は、前述のとおり平成 3 年 10 月に行われたと推認でき、加入手続についての申立人の主張と一致しない上、その時点で申立期間①は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人は、申立期間の始期から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間①及び申立期間②のうち平成元年 8 月から 3 年 3 月までの期間について、申立人のオンライン記録によると、同年 10 月 28 日付けで未加入から未納に記録が追加訂正されていることが確認できることから、当時、申立期間は未加入であったことが確認でき、その時点で当該期間は保険料を現年度納付することができない上、申立人は、当該期間の国民年金保険料を遡って納付した記憶は無いと述べている。

さらに、口頭意見陳述においても、申立人が申立期間①及び申立期間②のうち平成元年 8 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることができなかった。

加えて、申立人が申立期間①及び申立期間②のうち平成元年 8 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 3 年 4 月から 4 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った時期の記憶は無いが、市役所で夫と一緒に国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、納付時期及び納付金額は記憶に無いが、納付書により市役所で常に夫の保険料と一緒に納付していたにもかかわらず、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を夫と一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、その夫と共に昭和 53 年 3 月に行われたと推認でき、その時点で申立期間は遡って保険料を納付することができる期間である。

また、申立人の夫の申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間後の納付日は、昭和 58 年 8 月から平成 13 年 2 月まで夫婦同日であることがオンライン記録により確認できることから、申立期間の保険料についても夫と一緒に納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の夫は、「国民年金に夫婦同時に加入し、納付も妻が常と一緒に行ってきた。妻が私より 2 年近く遅れて納付を開始したことは無い。」と述べている上、申立期間は、21 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、昭和50年3月に市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。その際に、申立期間の国民年金保険料を遡って納付することができるというので、納付する旨を申し出た。加入手続後の保険料については、私の夫が金融機関で申立期間を含めて夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年3月に市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、その夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年6月又は同年7月と推認でき、その時点において、申立期間の保険料は過年度納付により納付することが可能であった。

また、申立人は、その夫に係る昭和50年分の確定申告書の控えを所持しており、その社会保険料控除欄に記載された金額は、申立期間を含む同年1月から同年12月までの夫婦二人分の国民年金保険料を実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその夫は、「私は、申立期間の保険料を遡って納付したいと妻(申立人)から言われたので、当該期間の保険料を金融機関で納付した。」旨、証言している上、申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 38 年 3 月まで

私は、20 歳になったとき、実家を離れて生活していたが、住民票は実家のままだったので、私の父親が、実家のある市の市役所で、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

昭和 39 年 2 月に入籍したが、住民票を異動した 40 年 8 月までは、父親が国民年金保険料を納付してくれており、同年同月頃、父親から国民年金手帳を渡された。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、実家のある市の市役所で国民年金の加入手続を行い、住民票を異動した昭和 40 年 8 月までの国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、38 年 6 月に行われたと推認され、その時点で申立期間は過年度納付により保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたとするその父親は、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、保険料を完納している上、申立人の母親の納付状況も同様であることから、申立人の両親の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、申立期間以外に未納は無く、氏名変更及び住所変更手続も適切に行っていることが確認できる上、申立期間は 7 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から 54 年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 3 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 54 年 7 月から同年 9 月まで

私は、昭和 53 年 3 月 15 日に会社を退職し、同年 4 月には職業訓練校に入校したので、国民年金の加入手続は同年 3 月中に行い、国民年金保険料を納付していたはずであるが、年金事務所では 54 年 10 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が払い出された旨の説明を受けた。

私は、国民年金保険料の納付書が届いていれば、納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、会社を退職した直後の昭和 53 年 3 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日などから、申立人の国民年金の加入手続は 54 年 8 月頃に行われ、当該手帳記号番号と申立人の氏名を記録した払出簿が同年 10 月付けで作成されたものと推認でき、加入手続の時点では、申立期間①は、国民年金保険料を過年度納付により納付することが可能な期間である。

また、申立人の特殊台帳には、昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料が同年 11 月に還付された記録があるが、40 年 6 月 7 日付け庁文発第 4542 号「国民年金保険料に係る還付金等の充当について」の通知によれば、還付が発生した際に国民年金保険料の未納があるときは当該未納期間に還付金を充当することとされているにもかかわらず、その形跡が無いことから、申立期間①の保険料は既に納付されていたものと考えられる。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 54 年 8 月頃に国民年金の加入手続を行っていることから、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である上、当該期間直前の同年 4 月から同年 6 月までの保険料が納付済みとされていることから、申立期間②に係る納付書は発行されていたものと考えられる。

また、申立人は申立期間を除き国民年金の加入期間中に国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識が高かったと認められ、そのような申立人が 3 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付していなかったとは考えにくい。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月まで

私は、会社を退職した数年後に、夫と相談の上、当時住んでいた区の区役所で、私と夫の国民年金の加入手続を行った。加入手続後、私は、夫婦二人分の国民年金保険料を、3 か月ごとに集金人に納付していたが、集金人への納付とは別に、何箇月分かをまとめて納付したこともあったと思う。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、その夫も 20 年以上にわたり、漏れなく保険料が納付済みとされているなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人が所持する「納付書・領収証書」によると、申立期間直後の期間の国民年金保険料が、時効後に納付されていることが確認できるにもかかわらず、当該期間の保険料について、過誤納による還付又は充当の処理が行われたことは確認できないこと、及び申立人の所持する「納付書・領収証書」、申立人が当該期間当時居住していた区の国民年金被保険者名簿等には、申立人の氏名が誤って記載されていることから、当該期間当時、行政側の事務処理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料の納付については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から59年3月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和57年12月頃、私の父親が行ってくれた。その後、結婚のため58年2月に転居し、その転居先の区の区役所で、国民年金の住所変更や氏名変更の手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、送付された納付書を使い、区役所の出張所で定期的に納付していたが、当時保険料を納付することができない事情は無く、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年2月に、転居先の区の区役所で、国民年金に係る諸手続を行い、国民年金保険料については、送付された納付書を使い、区役所の出張所で定期的に納付していたと述べているが、申立人の所持する年金手帳の記載内容から、申立人は国民年金の諸手続を適切に行っていたと認められ、57年12月以降、申立期間を除き、保険料の未納は無いことから、申立人の主張に不自然さはうかがえず、国民年金への関心及び保険料の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料を納付している申立人が、1回、かつ6か月と短期間である申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から52年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

私は、第1子を出産してしばらくした後の昭和51年7月に、市役所で国民年金の任意加入手続を行い、その後、市役所の窓口で国民年金保険料を納付していた。

また、私は、昭和52年3月及び同年12月に転居しているが、その都度、国民年金の住所変更手続を行い、市役所の窓口で国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年7月に、市役所で国民年金の任意加入手続を行い、その後、市役所の窓口で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、同年同月に国民年金に任意加入していることが、申立人が所持する年金手帳により確認でき、申立期間①及び②を除いて、第3号被保険者となる前月の61年3月までの保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、i) 申立期間①直前の昭和51年7月から同年9月までの国民年金保険料は、同年同月に納付されていることが、申立人の被保険者名簿により確認できること、ii) 申立人は、申立期間①中の52年3月に転居しているが、転居後の同年4月から同年7月までの保険料は、同年同月に納付されていることが、申立人の被保険者名簿により確認でき、仮に、その時点で、申立期

間①の保険料が未納であったとすると、申立期間①は、保険料を納付することが可能な期間であったことから、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、6か月と短期間である申立期間①の保険料を未納のままにしていたとは考えにくい。

さらに、申立人は、昭和52年12月に転居した際にも、国民年金の住所変更手続きを行い、市役所の窓口で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、i) 申立期間②直前の同年同月の保険料は、現年度納付されていることが、申立人の特殊台帳により確認できること、ii) 申立期間②直後の53年4月から申立人が第3号被保険者となる前月の61年3月までの保険料は全て納付済みとされていることから、途中の3か月と短期間である申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和59年7月から同年9月まで
② 昭和59年10月から61年3月まで

私は、昭和45年6月に結婚した後に、国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続きを行い、市役所又は郵便局で国民年金保険料を納付していた。私は、第3号被保険者となるまで、保険料を納付し続けており、59年10月に、国民年金の被保険者資格を喪失する手続きを行った記憶が無いにもかかわらず、申立期間①の保険料が未納とされ申立期間②が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和45年6月に結婚した後に、国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続きを行い、市役所又は郵便局で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、国民年金制度が発足した36年4月から申立期間①直前の59年6月までの23年以上にわたる期間の保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、i) 申立期間①に近接する昭和57年度及び58年度の国民年金保険料は、3か月ごとに現年度納付されていることが、申立人の保険料検認記録簿により確認できること、ii) 申立期間①直前の昭和59年4月から同年6月までの保険料は納付済みとされていることから、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、3か月と短期間である申立期間①の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立人は、昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまで、国民年金保険料を納付し続けており、59 年 10 月に、国民年金の被保険者資格を喪失する手続を行った記憶が無いと主張しているが、申立人の被保険者資格は、同年同月に喪失されていることが、申立人の被保険者名簿により確認できる上、オンライン記録でも、申立人が申立期間②当時に、国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、当該期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、市役所又は郵便局で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料の納付時期や納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間②当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、2万2,000円であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を2万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から39年10月1日まで
厚生年金保険の記録では、A社（現在は、B社）C支社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9,000円と記録され、直前の標準報酬月額である2万円より大幅に引き下げられている。しかし、当時は毎年4月に定期昇給があり、給与が下がることは考えられない。また、退職時の給与は2万円以上であったと記憶しており、途中で給与が半減した記憶は無い。給与明細書等は無いが、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支社における健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、直近の期間と比べ、6等級低く記録され、9,000円となっていることが確認できる。

一方、B社に照会したところ、同社は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額及び厚生年金保険料控除について、「資料が残っていないため、不明であるものの、当社が保管する社員台帳（職員名簿）では、当時の申立人の本俸額は2万円以上であり、会社として1万円以上低い報酬月額を届け出るとは考え難い上、申立人のみ著しく低い届出をするはずが無い。」と回答している。

また、申立人を除く同期入社と同僚で申立期間において標準報酬月額の記録が、著しく低い記録となっている者はいない上、申立期間当時、A社の厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚に対する照会結果においても、複数の同僚から、申立人は申立期間において長期に休職したことも無

く、給料が下がるようなこともなかったと思う旨の証言が得られた。

さらに、年金事務所に照会したところ、通常、事業所から著しく低い（又は高い）標準報酬月額が届出があった場合、その届出が適正なものかどうか確認するはずであるから、申立人に係る標準報酬月額の記載については、事業主からは正しい届出を受理したものの、健康保険厚生年金保険被保険者原票へ転記する際に誤りがあった可能性がある旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、事業主が申立人の申立期間における標準報酬月額を9,000円として届出を行ったとは考え難く、社会保険事務所において、申立人の記録管理が適正に行われなかったものと判断される。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、上記の社員台帳の記載及び申立人と同期入社である同僚の標準報酬月額の改定の推移から、2万2,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和42年7月5日から44年1月30日までの期間について、事業主は、申立人が42年7月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、44年1月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和42年7月から43年6月までは2万6,000円、同年7月から同年9月までは4万5,000円、同年10月から同年12月までは4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月5日から44年1月30日まで
② 昭和45年12月頃から46年6月頃まで

申立期間①について、私は、C社のD部署に勤務していた。当時、同社は、A社B支店を兼ねており、社員の所属がはっきりとは区分されておらず、両社の仕事をしていた。

申立期間②については、E社のD部署に勤務していた。同社は、私が入社してすぐに倒産したため、短期間しか勤務しなかったが、当時の同僚の名前を覚えている。

厚生年金保険の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人が当該期間においてA社B支店に勤務していたことが確認できる。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の者の厚生年金保険被保険者記録（資

格取得日は昭和 42 年 7 月 5 日、資格喪失日は 44 年 1 月 30 日) が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 42 年 7 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、44 年 1 月 30 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者原票の記録から、昭和 42 年 7 月から 43 年 6 月までは 2 万 6,000 円、同年 7 月から同年 9 月までは 4 万 5,000 円、同年 10 月から同年 12 月までは 4 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、当該期間のうち、昭和 46 年 2 月 1 日から同年 5 月 8 日までの期間については、雇用保険の記録から、申立人が E 社に勤務していたことは確認できるものの、申立期間②のうち、45 年 12 月頃から 46 年 1 月 31 日までの期間及び同年 5 月 9 日から同年 6 月頃までの期間については、複数の同僚に照会したものの、申立人が同社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によると、E 社は、昭和 46 年 3 月 31 日に厚生金保険の適用事業所ではなくなっており、同日以降は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、「私が入社した後、会社が倒産するまで、新たに入社した人はいなかった。」と供述しているところ、E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の雇用保険の資格取得日(昭和 46 年 2 月 1 日)から同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(昭和 46 年 3 月 31 日)までの期間に 2 名が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、当該 2 名は、自身の入社後しばらく経過してから厚生年金保険の被保険者になったことがうかがえる。

加えて、E 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も、当該期間における厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和52年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月21日から同年7月1日まで

私は、昭和52年4月1日にB社に入社し、同社及びA社に継続して勤務していたが、B社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年6月21日と記録されていることが、「ねんきん特別便」で分かった。

申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る履歴書及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和52年6月21日に、B社の子会社であるA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和52年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、法人事業所であり、複数の同僚の証言から、5人以上の従業員が常時勤務していたことが認められることから、同社は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件

を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の役員の氏名も不明であることから照会できないものの、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年4月1日から同年10月1日までの期間及び13年3月1日から19年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録については、12年4月から同年9月までは28万円、13年3月から同年11月までは50万円、同年12月は44万円、14年1月から19年8月までは50万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、50万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の28万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月1日から19年10月1日まで

ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっていると思う。会社では、間違った届出をした結果、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が適正な額になっていないことを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることに

なったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、事業主から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、12年4月から同年9月までは28万円、13年3月から同年11月までは50万円、同年12月は44万円、14年1月から19年9月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年10月から13年2月までに係る標準報酬月額については、給与明細書により、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年4月1日から同年10月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年4月1日から19年10月1日まで
ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっていると思う。会社では、間違った届出をした結果、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が適正な額になっていないことを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることになったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成12年4月から同年9月までの標準報酬月額については、事業主から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、24万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていないか

ったと回答していることから、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 12 年 10 月から 19 年 9 月までの標準報酬月額については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致又は下回っていることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年4月1日から同年8月1日までの期間、同年11月1日から13年11月1日までの期間、同年12月1日から14年1月1日までの期間及び同年2月1日から19年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、別添く認められる標準報酬月額に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の16万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を別添く認められる標準報酬月額とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年4月1日から19年10月1日まで

ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料を見ると、給与から控除されていた金額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっていると思う。会社では、間違った届出をした結果、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が適正な額になっていないことを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることになったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成12年4月から同年7月までの期間、同年11月から13年10月までの期間、同年12月及び14年2月から19年9月までの期間に係る標準報酬月額の記録については、事業主から提出された給与明細書の報酬月額又は保険料控除額から、別添く認められる標準報酬月額に訂正する必要がある。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年8月から同年10月までの期間、13年11月及び14年1月の標準報酬月額については、給与明細書により、当該期間の報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致又は下回っていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成 12 年 4 月から同年 7 月まで	16 万円
平成 12 年 11 月から 13 年 10 月まで	17 万円
平成 13 年 12 月	17 万円
平成 14 年 2 月から 17 年 5 月まで	17 万円
平成 17 年 6 月及び同年 7 月	19 万円
平成 17 年 8 月及び同年 9 月	18 万円
平成 17 年 10 月から 18 年 4 月まで	19 万円
平成 18 年 5 月から同年 10 月まで	18 万円
平成 18 年 11 月から 19 年 5 月まで	19 万円
平成 19 年 6 月	20 万円
平成 19 年 7 月	19 万円
平成 19 年 8 月	18 万円
平成 19 年 9 月	19 万円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年4月1日から同年8月1日までの期間及び19年4月1日から同年6月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、12年4月から同年7月までは24万円、19年4月及び同年5月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年4月1日から19年10月1日まで
ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険の保険料額を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっていると思う。会社では間違った届出をした結果、実際より低い厚生年金保険の標準報酬月額の記録となっていることを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることとなったので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成12年4月から同年7月までの期間、

19年4月及び同年5月の標準報酬月額については、事業主から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、12年4月から同年7月までは24万円、19年4月及び同年5月は28万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年8月から19年3月までの期間及び同年6月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、給与明細書により、当該期間の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致又は下回っていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年4月1日から同年8月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、同年4月は22万円、同年5月及び同年6月は24万円、同年7月は20万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年8月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の19万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から19年10月1日まで

ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険の保険料額を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっていると思う。会社では間違った届出をした結果、実際より低い厚生年金保険の標準報酬月額の記録となっていることを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることとなったので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成19年4月から同年9月までの標準報酬月額については、事業主から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、同年4月は22万円、同年5月及び同年6月は24万円、同年7月から同年9月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年4月から19年3月までの標準報酬月額については、給与明細書から確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額と、一致又は下回っていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年7月1日から16年11月1日までの期間及び同年12月1日から19年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、別添く認められる標準報酬月額に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果19万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の12万6,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を別添く認められる標準報酬月額とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月1日から19年10月1日まで

ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっているという社員からの指摘があった。会社では、間違った届出をした結果、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が適正な額になっていないことを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることになったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成12年7月から16年10月までの期間及び同年12月から19年9月までの期間の標準報酬月額については、事業主から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、別添<認められる標準報酬月額>に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年11月の標準報酬月額については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を下回っていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成 12 年 7 月から 16 年 10 月まで	15 万円
平成 16 年 12 月	13 万 4,000 円
平成 17 年 1 月から同年 5 月まで	15 万円
平成 17 年 6 月及び同年 7 月	18 万円
平成 17 年 8 月及び同年 9 月	13 万 4,000 円
平成 17 年 10 月及び同年 11 月	18 万円
平成 17 年 12 月	17 万円
平成 18 年 1 月から同年 4 月まで	18 万円
平成 18 年 5 月	17 万円
平成 18 年 6 月及び同年 7 月	18 万円
平成 18 年 8 月から同年 12 月まで	17 万円
平成 19 年 1 月から同年 7 月まで	18 万円
平成 19 年 8 月	16 万円
平成 19 年 9 月	16 万円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年6月1日から18年3月1日までの期間、同年4月1日から同年8月1日までの期間及び同年12月1日から19年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、17年6月から18年2月まで、同年4月から同年7月まで及び同年12月から19年3月までは22万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月1日から19年10月1日まで

ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっているという社員からの指摘があった。会社では、間違った届出をした結果、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が適正な額になっていないことを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることになったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、事業主から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、申立期間のうち、平成17年6月から18年2月まで、同年4月から同年7月まで及び同年12月から19年3月までは22万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月から同年9月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年3月及び同年8月から同年11月までの標準報酬月額については、給与明細書により、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年3月1日から同年8月1日までの期間及び17年6月1日から19年8月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、別添く認められる標準報酬月額に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年8月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の16万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を別添く認められる標準報酬月額とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年3月1日から19年10月1日まで

ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっていると思う。会社では、間違った届出をした結果、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が適正な額になっていないことを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることになったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年3月から同年7月までの期間及び17年6月から19年9月までの期間の標準報酬月額の記録について、事業主から提出された給与明細書の報酬月額又は保険料控除額から、別添く認められる標準報酬月額に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年8月から17年5月までの標準報酬月額については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致することから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成 13 年 3 月	14 万 2,000 円
平成 13 年 4 月から同年 7 月まで	16 万円
平成 17 年 6 月から 19 年 3 月まで	17 万円
平成 19 年 4 月から同年 7 月まで	19 万円
平成 19 年 8 月	18 万円
平成 19 年 9 月	19 万円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年1月1日から17年4月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、13年1月から同年10月までは16万円、同年11月は15万円、同年12月から17年3月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から19年10月1日まで
ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっていると思う。会社では、間違った届出をした結果、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が適正な額になっていないことを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることになったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、事業主から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成13年1月から同年10月までは16万円、同年11月は15万円、同年12月から17年3月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年4月から19年9月までの標準報酬月額については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致又は下回っていることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年4月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、38万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の36万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月1日から同年10月1日まで

ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっていると思う。会社では、間違った届出をした結果、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が適正な額になっていないことを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることになったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、

その主張する標準報酬月額（38 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年6月1日から19年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、20万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の19万円とされているが、申立人は、当該期間について、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月1日から19年10月1日まで

ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっていると思う。会社では、間違っただけの結果、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が適正な額になっていないことを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることになったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、標準報酬月額20万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年6月1日から19年3月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、17年6月から18年4月までは20万円、同年5月は19万円、同年6月から19年2月までは20万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年3月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、同年3月から同年8月までは24万円、同年9月は26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の15万円とされているが、申立人は、当該期間について、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の標準報酬月額に係る記録を同年3月は20万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月は22万円、同年7月から同年9月までは24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月1日から19年10月1日まで

ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっていると思う。会社では、間違った届出をした結果、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が適正な額になっていないことを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることになったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、事業主から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成17年6月から18年4月までは20万円、同年5月は19万円、同年6月から19年3月までは20万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月は22万円、同年7月から同年9月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成18年7月1日から同年12月1日までの期間及び19年1月1日から同年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、別添く認められる標準報酬月額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年4月1日から19年10月1日まで
ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっていると思う。会社では、間違った届出をした結果、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が適正な額になっていないことを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることになったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年7月から同年11月までの期間及び19年1月から同年8月までの期間の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額から別添く認められる

標準報酬月額>に訂正する必要がある。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年4月から18年6月まで、同年12月及び19年9月に係る標準報酬月額については、給与明細書により、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致又は下回っていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成 18 年 7 月	12 万 6,000 円
平成 18 年 8 月	11 万 8,000 円
平成 18 年 9 月	12 万 6,000 円
平成 18 年 10 月	10 万 4,000 円
平成 18 年 11 月	12 万 6,000 円
平成 19 年 1 月から同年 3 月まで	12 万 6,000 円
平成 19 年 4 月及び同年 5 月	11 万円
平成 19 年 6 月	10 万 4,000 円
平成 19 年 7 月及び同年 8 月	13 万 4,000 円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年6月1日から19年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、17年6月から19年3月までは20万円、同年4月から同年6月までは22万円、同年7月は20万円、同年8月は22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、24万円に訂正されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の17万円とされているが、当該期間について、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月1日から19年10月1日まで

ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険の保険料額を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっていると思う。会社では間違った届出をした結果、実際より低い厚生年金保険の標準報酬月額の記録となっていることを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることとなったので、調査の上、正しい金額に厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、事業主から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成17年6月から19年3月までは20万円、同年4月から同年6月までは22万円、同年7月は20万円、同年8月及び同年9月は22万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年4月1日から19年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、14年4月から16年2月までは22万円、同年3月から19年8月までは28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から19年10月1日まで

ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっているという社員からの指摘があった。会社では、間違った届出をした結果、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が適正な額になっていないことを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることになったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、事業主から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成14年4月から16年2月までは22万円、同年3月から19年9月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年6月1日から19年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に係る記録については、別添<認められる標準報酬月額>に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の13万4,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を別添<認められる標準報酬月額>とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月1日から19年10月1日まで

ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっているという社員からの指摘があった。会社では、間違った届出をした結果、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が適正な額になっていないことを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることになったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、事業主から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、別添く認められる標準報酬月額>に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成 17 年 6 月から同年 11 月まで	20 万円
平成 17 年 12 月	19 万円
平成 18 年 1 月から同年 7 月まで	20 万円
平成 18 年 8 月及び同年 9 月	19 万円
平成 18 年 10 月	20 万円
平成 18 年 11 月	19 万円
平成 18 年 12 月から 19 年 8 月まで	20 万円
平成 19 年 9 月	20 万円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年6月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から18年7月1日までの期間、同年10月1日から同年12月1日までの期間及び19年1月1日から同年5月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、別添く認められる標準報酬月額に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年5月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、同年5月から同年8月までは30万円、同年9月は32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円とされているが、当該期間について、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を別添く認められる標準報酬月額とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年6月1日から19年10月1日まで

ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっていると思う。会社では、間違った届出をした結果、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が適正な額になっていないことを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることになったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成17年6月及び同年7月、同年9月から18年6月まで、同年10月及び同年11月、19年1月から同年9月までの標準報酬月額については、事業主から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、別添く認められる標準報酬月額に訂正する必要がある。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年8月、18年7月から同年9月まで及び同年12月の標準報酬月額については、給与明細書により、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致又は下回っていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成 17 年 6 月	24 万円
平成 17 年 7 月	22 万円
平成 17 年 9 月	22 万円
平成 17 年 10 月から 18 年 1 月まで	24 万円
平成 18 年 2 月から同年 4 月まで	22 万円
平成 18 年 5 月及び同年 6 月	24 万円
平成 18 年 10 月及び同年 11 月	22 万円
平成 19 年 1 月から同年 3 月まで	24 万円
平成 19 年 4 月から同年 9 月まで	26 万円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年6月1日から19年3月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、別添<認められる標準報酬月額>に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年3月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、同年3月から同年8月までは32万円に、同年9月は36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円とされているが、申立人は、当該期間について、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の標準報酬月額に係る記録を別添<認められる標準報酬月額>とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月1日から19年10月1日まで

ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっていると思う。会社では、間違った届出をした結果、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が適正な額になっていないことを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることになったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、事業主から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、別添く認められる標準報酬月額に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成 17 年 6 月から同年 9 月まで	26 万円
平成 17 年 10 月	24 万円
平成 17 年 11 月及び同年 12 月	26 万円
平成 18 年 1 月	24 万円
平成 18 年 2 月から同年 4 月まで	26 万円
平成 18 年 5 月	24 万円
平成 18 年 6 月から 19 年 2 月まで	26 万円
平成 19 年 3 月	26 万円
平成 19 年 4 月から同年 9 月まで	30 万円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年4月1日から同年8月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、同年4月から同年6月までは32万円、同年7月は30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年8月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、34万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の26万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年8月は28万円、同年9月は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月1日から同年10月1日まで

ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっていると思う。会社では、間違った届出をした結果、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が適正な額になっていないことを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることになったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、事業主から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成19年4月から同年6月までは32万円、同年7月は30万円、同年8月は28万円、同年9月は32万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年4月1日から同年8月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年8月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の24万円とされているが、申立人は、当該期間について、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月1日から同年10月1日まで

ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっていると思う。会社では、間違った届出をした結果、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が適正な額になっていないことを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることになったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された給与明細書から、申立人は、申立期間について、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を

受け、報酬月額に見合う標準報酬月額より低い 28 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、28 万円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年4月1日から同年8月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録については、同年4月及び同年5月は26万円、同年6月及び同年7月は24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の22万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月1日から同年10月1日まで

ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっていると思う。会社では、間違った届出をした結果、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が適正な額になっていないことを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることになったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成19年4月から同年7月までの期間及び同年9月の標準報酬月額については、事業主から提出された給与明細書から、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同年4月及び同年5月は26万円、同年6月、同年7月及び同年9月は24万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年8月における標準報酬月額の記録は、給与明細書により、支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年4月1日から同年8月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、同年4月及び同年5月は22万円、同年6月は20万円、同年7月は22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年8月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の16万円とされているが、当該期間について、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年4月1日から同年10月1日まで
ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっていると思う。会社では、間違った届出をした結果、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が適正な額になっていないことを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることとなったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、事業主から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成19年4月及び同年5月は22万円、同年6月は20万円、同年7月から同年9月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年4月1日から同年8月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和48年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年4月1日から同年10月1日まで
ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっていると思う。会社では、間違った届出をした結果、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が適正な額になっていないことを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることとなったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成19年4月から同年7月までの標準報酬月額の記録については、事業主から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、A社は、当該期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 19 年 8 月及び同年 9 月に係る標準報酬月額については、事業主から提出された給与明細書により支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録を下回っていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年1月1日から同年2月1日までの期間、同年3月1日から同年5月1日までの期間、同年8月1日から同年12月1日までの期間、17年1月1日から同年2月1日までの期間、同年3月1日から同年5月1日までの期間、同年6月1日から18年5月1日までの期間、同年6月1日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から19年1月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、別添<認められる標準報酬月額>に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年1月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、同年1月から同年8月までは17万円、同年9月は18万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を別添<認められる標準報酬月額>とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月1日から19年10月1日まで
ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険の保険料額を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっていると思う。会社では、間違

った届出をした結果、実際より低い厚生年金保険の標準報酬月額の記録となっていることを認めて、私も含めて 29 名の記録の訂正を申し立てることとなったので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 16 年 1 月、同年 3 月及び同年 4 月、同年 8 月から同年 11 月まで、17 年 1 月、同年 3 月及び同年 4 月、同年 6 月から 18 年 4 月まで、同年 6 月及び同年 7 月、同年 9 月から 19 年 9 月までの標準報酬月額については、事業主から提出された給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から別添く認められる標準報酬月額に訂正する必要がある。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 16 年 2 月、同年 5 月から同年 7 月まで、同年 12 月、17 年 2 月、同年 5 月、18 年 5 月及び同年 8 月の標準報酬月額については、給与明細書により、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致又は下回っていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成 16 年 1 月	13 万 4,000 円
平成 16 年 3 月及び同年 4 月	12 万 6,000 円
平成 16 年 8 月から同年 11 月まで	12 万 6,000 円
平成 17 年 1 月	12 万 6,000 円
平成 17 年 3 月及び同年 4 月	12 万 6,000 円
平成 17 年 6 月及び同年 7 月	13 万 4,000 円
平成 17 年 8 月	12 万 6,000 円
平成 17 年 9 月	13 万 4,000 円
平成 17 年 10 月	12 万 6,000 円
平成 17 年 11 月から 18 年 4 月まで	13 万 4,000 円
平成 18 年 6 月及び同年 7 月	13 万 4,000 円
平成 18 年 9 月から 19 年 3 月まで	16 万円
平成 19 年 4 月から同年 7 月まで	17 万円
平成 19 年 8 月	15 万円
平成 19 年 9 月	17 万円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年4月1日から同年5月1日までの期間、同年6月1日から16年4月1日までの期間、同年6月1日から17年5月1日までの期間、19年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年8月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、13万4,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、13万4,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の12万6,000円とされているが、当該期間について、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月1日から19年10月1日まで

ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっていると思う。会社では、間違った届出をした結果、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が適正な額になっていないことを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることになったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年4月、同年6月から16年3月まで、同年6月から17年4月まで、19年4月、同年6月、同年7月及び同年9月までの標準報酬月額については、事業主から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年5月、16年4月及び同年5月、17年5月から19年3月まで、同年5月及び同年8月の標準報酬月額については、給与明細書により、当該期間の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致又は下回っていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年4月1日から16年5月1日までの期間、同年6月1日から17年5月1日までの期間及び19年4月1日から同年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、別添<認められる標準報酬月額>に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果15万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の12万6,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を別添<認められる標準報酬月額>とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月1日から19年10月1日まで

ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっていると思う。会社では、間違っただけの結果、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が適正な額になっていないことを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることになったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年4月から16年4月まで、同年6月から17年4月まで、19年4月から同年9月までの標準報酬月額の記録については、事業主から提出された給与明細書の報酬月額又は保険料控除額から別添く認められる標準報酬月額に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年5月及び17年5月から19年3月までの標準報酬月額の記録については、給与明細書により、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成 15 年 4 月から 16 年 4 月まで	13 万 4,000 円
平成 16 年 6 月から 17 年 4 月まで	13 万 4,000 円
平成 19 年 4 月	15 万円
平成 19 年 5 月	13 万 4,000 円
平成 19 年 6 月及び同年 7 月	15 万円
平成 19 年 8 月	13 万 4,000 円
平成 19 年 9 月	15 万円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年4月1日から同年8月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、同年4月及び同年5月は13万4,000円、同年6月及び同年7月は14万2,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、14万2,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の12万6,000円とされているが、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年4月1日から同年10月1日まで
ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっていると思う。会社では、間違った届出をした結果、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が適正な額になっていないことを認めて、私も含めて29名の記録の訂正を申し立てることとなったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成19年4月から同年7月まで及び同年9月の標準報酬月額について、事業主から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、同年4月及び同年5月は13万4,000円、同年6月及び同年7月は14万2,000円、同年9月は13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年8月に係る標準報酬月額については、支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録を下回っていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年6月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から18年5月1日までの期間、同年6月1日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から19年8月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、17年6月及び同年7月、同年9月から18年4月まで、同年6月及び同年7月、同年9月から19年3月までは13万4,000円、同年4月は14万2,000円、同年5月は13万4,000円、同年6月及び同年7月は14万2,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、14万2,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の12万6,000円とされているが、申立人は、当該期間について、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月1日から19年10月1日まで
ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険の保険料額を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっていると思う。会社では、間違った届出をした結果、実際より低い厚生年金保険の標準報酬月額の記録

となっていることを認めて、私も含めて 29 名の記録の訂正を申し立てることとなったので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 17 年 6 月及び同年 7 月、同年 9 月から 18 年 4 月まで、同年 6 月及び同年 7 月、同年 9 月から 19 年 7 月まで及び同年 9 月の標準報酬月額については、事業主から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、17 年 6 月及び同年 7 月、同年 9 月から 18 年 4 月まで、同年 6 月及び同年 7 月、同年 9 月から 19 年 3 月までは 13 万 4,000 円、同年 4 月は 14 万 2,000 円、同年 5 月は 13 万 4,000 円、同年 6 月及び同年 7 月は 14 万 2,000 円、同年 9 月は 13 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 17 年 8 月、18 年 5 月、同年 8 月及び 19 年 8 月の標準報酬月額については、給与明細書から確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額と一致又は下回っていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年6月1日から18年5月1日までの期間、同年6月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から19年5月1日までの期間、同年6月1日から同年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、17年6月から18年4月まで、同年6月、同年7月及び同年9月から19年3月までは13万4,000円、同年4月は14万2,000円、同年6月及び同年7月は15万円、同年8月は13万4,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、14万2,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の12万6,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月1日から19年10月1日まで

ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料を見ると、給与から控除されていた保険料額の方が多くなっており、申立期間の標準報酬月額は本来の額より低い額になっているという社員からの指摘があった。会社では、間違った届出をした結果、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が適正な額になっていないことを認めて、私も含めて29名の記録の

訂正を申し立てることになったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、事業主から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、申立期間のうち、平成17年6月から18年4月まで、同年6月、同年7月及び同年9月から19年3月までは13万4,000円、同年4月は14万2,000円、同年6月及び同年7月は15万円、同年8月及び同年9月は13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年5月、同年8月及び19年5月の標準報酬月額については、給与明細書により、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致又は下回っていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年4月30日まで
私は、A社の役員をしていたが、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与額と違っているので、調査して、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年4月30日）より後の同年7月30日付けで、遡って20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人を除くA社の厚生年金保険被保険者9名全てについても、オンライン記録において、申立人と同様の標準報酬月額の減額訂正処理が平成5年7月30日付けで行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人は、商業登記簿謄本から平成3年11月10日にA社の監査役に就任していることが確認できるが、同社の元給与事務担当者は、「社会保険手続は元事業主が行っていた。」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、53万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年5月1日から20年9月1日までの期間について、事業主は、申立人が19年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA事業所における資格喪失日は20年9月1日であると認められることから、申立人の同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年5月から同年9月までは40円、同年10月から同年12月までは50円、20年1月から同年8月までは60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年春頃から20年9月1日まで

私は、前職の上司の紹介で、昭和18年春頃にA事業所で勤務し、海軍監督下でB業務やC品を作っており、終戦後の20年8月31日まで勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。給与明細書等は残っていないが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年5月1日から20年9月1日までの期間について、A事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名の漢字が一字相違（読みは同じ。）し、生年月日が10日相違する者が、19年5月1日に労働者年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、喪失日の記載は無い。

また、申立人が同僚として名を挙げた4名は、いずれも上記被保険者名簿において、その氏名が確認できること、及び申立人はA事業所の所在地及び業務内容を詳細に記憶していることから判断すると、申立人が同事業所に勤務していたことが認められることから、当該被保険者記録は、申立

人の記録であると認められる。

さらに、上記のとおり、当該被保険者名簿においては申立人の資格喪失日の記載は無いものの、申立人は、「終戦直前に実家に疎開していたが、終戦の放送を聞き、その数日後に事業所の所在するD市に戻り、昭和20年8月末まで事業所に通っていたが、業務停止状態が続いたこと^{びょう}から、退職手続もしないまま実家に戻った。」とする供述内容は信憑性が認められることから、申立人が昭和20年8月31日までA事業所に勤務していたことが認められる。

なお、上記被保険者名簿には、更新後の被保険者名簿が存在するところ、当該更新後の被保険者名簿及びオンライン記録において、上記の被保険者記録は、申立人と氏名の漢字が二字異なる（読みは同じ。）別人の被保険者記録と混同して管理されていることが確認でき、当該記録の管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年5月1日に労働者年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA事業所における資格喪失日は20年9月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、昭和19年5月から同年9月までは40円、同年10月から同年12月までは50円、20年1月から同年8月までは60円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和18年春頃から19年5月1日までの期間については、申立人は当該期間において、A事業所で勤務していたと述べているが、申立人が名を挙げた同僚は、連絡先不明及び死亡のため供述が得られず、申立人の当該期間における同事業所での勤務実態を確認することができない。

また、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も連絡先が不明なため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月17日及び20年7月26日は52万円、同年12月25日は38万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月17日
② 平成20年7月26日
③ 平成20年12月25日

私が勤務していたA社に係る私の年金記録を確認したところ、平成19年12月17日、20年7月26日及び同年12月25日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。各賞与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であ

ることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、申立人が提出した賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 19 年 12 月 17 日及び 20 年 7 月 26 日は 52 万円、同年 12 月 25 日は 38 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月17日及び20年7月26日は40万円、同年12月25日は29万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月17日
② 平成20年7月26日
③ 平成20年12月25日

私が勤務していたA社に係る私の年金記録を確認したところ、平成19年12月17日、20年7月26日及び同年12月25日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。各賞与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であ

ることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、申立人が提出した賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 19 年 12 月 17 日及び 20 年 7 月 26 日は 40 万円、同年 12 月 25 日は 29 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月17日及び20年7月26日は50万円、同年12月25日は36万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月17日
② 平成20年7月26日
③ 平成20年12月25日

私が勤務していたA社に係る私の年金記録を確認したところ、平成19年12月17日、20年7月26日及び同年12月25日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。各賞与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であ

ることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、申立人が提出した賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 19 年 12 月 17 日及び 20 年 7 月 26 日は 50 万円、同年 12 月 25 日は 36 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 7171

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月17日及び20年7月26日は40万円、同年12月25日は29万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月17日
② 平成20年7月26日
③ 平成20年12月25日

私が勤務していたA社に係る私の年金記録を確認したところ、平成19年12月17日、20年7月26日及び同年12月25日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。各賞与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であ

ることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、申立人が提出した賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 19 年 12 月 17 日及び 20 年 7 月 26 日は 40 万円、同年 12 月 25 日は 29 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を9万8,000円することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 25 日

私が勤務していたA社に係る私の年金記録を確認したところ、平成20年12月25日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。各賞与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、申立人が提出した賞与明細書において確認できる保険料控除額から、9万8,000

円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月17日及び20年7月26日は37万円、同年12月25日は27万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月17日
② 平成20年7月26日
③ 平成20年12月25日

私が勤務していたA社に係る私の年金記録を確認したところ、平成19年12月17日、20年7月26日及び同年12月25日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。各賞与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であ

ることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、申立人が提出した賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 19 年 12 月 17 日及び 20 年 7 月 26 日は 37 万円、同年 12 月 25 日は 27 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成5年10月から6年7月までの期間、10年9月、11年10月から19年9月までの期間及び同年11月の標準報酬月額については、別添の標準報酬月額（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月1日から20年2月28日まで
厚生年金保険の記録によると、A社での標準報酬月額が、給与明細書に記載されている支給額より、毎月10万円から15万円程度低い記録になっている。給与明細書を提出するので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成5年10月から6年7月までの期間、10年9月、11年10月から19年9月までの期間及び同年11月は、給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から別添の標準報酬月額（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が誤って低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たと認めていることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成元年3月から5年9月までの期間、6年8月から10年8月までの期間、同年10月から11年9月までの期間、19年10月、同年12月及び20年1月の標準報酬月額については、給与明細書から、申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

別添

期間	標準報酬月額
平成5年10月から6年7月まで	30万円
平成10年9月	30万円
平成11年10月から15年3月まで	30万円
平成15年4月から同年9月まで	38万円
平成15年10月	36万円
平成15年11月から16年2月まで	38万円
平成16年3月	36万円
平成16年4月から同年8月まで	38万円
平成16年9月	34万円
平成16年10月及び同年11月	38万円
平成16年12月	36万円
平成17年1月	38万円
平成17年2月	36万円
平成17年3月から同年7月まで	38万円
平成17年8月	36万円
平成17年9月	34万円
平成17年10月及び同年11月	36万円
平成17年12月	32万円
平成18年1月から同年8月まで	36万円
平成18年9月	34万円
平成18年10月及び同年11月	36万円
平成18年12月	34万円
平成19年1月	32万円
平成19年2月	36万円
平成19年3月から同年9月まで	30万円
平成19年11月	30万円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和35年1月21日から同年8月4日までの期間について、事業主は、申立人が同年1月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B工場における資格喪失日は同年8月4日であると認められることから、申立人の同社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年1月21日から同年9月30日まで
母は、A社B工場に勤務していたはずであるが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の次女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名（実名の表記は平仮名だが、当該名簿の表記は片仮名）かつ生年月日が同一である者が、昭和35年1月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。なお、当該被保険者記録に資格喪失日の記載は無い。

また、申立人の次女及び同僚の供述等から判断すると、申立人が、A社B工場に勤務していたことが認められることから、当該被保険者記録は申立人の記録であると認められる。

さらに、上記のとおり、当該被保険者名簿には、申立人の資格喪失日に係る記載は無いところ、昭和35年8月4日が厚生年金保険被保険者資格

の喪失日である同僚が「私は、申立人より先に退職した。」と証言している一方で、複数の同僚に照会したものの、申立人の同日以降における勤務実態をうかがえる供述を得ることができなかった。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 35 年 1 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、同年 8 月 4 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 35 年 8 月 4 日から同年 9 月 30 日までの期間については、申立人は既に死亡している上、申立人の次女からも、申立人の A 社 B 工場に係る資格喪失日について、具体的な供述を得ることはできない。

また、前述の被保険者名簿に工場長として氏名が記載されている 2 名も既に死亡しているか、又は住所不明である上、A 社は既に事業を廃止しており、同社の商業登記簿謄本も現存しないことから、同社の取締役等に照会することができない。

さらに、申立期間において A 社 B 工場に係る厚生年金保険被保険者記録がある複数の者に照会したが、前述の同僚以外の者からは、申立人の同社 B 工場における退職日に係る証言を得られなかった。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月は50円、同年11月から20年5月までは60円、同年6月から21年3月までは90円、同年4月から22年5月までは420円、同年6月から23年7月までは600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から23年8月1日まで

母は、独身の時、A社（当時は、B社）のC地区かD地区の事務所に勤務し、Eを作っていたと聞いたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は、昭和19年6月1日（被保険者資格期間に算入されるのは保険料徴収開始後の同年10月1日）と記載されているものの、資格喪失日についての記載は無い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも資格喪失日については記録されていないものの、当該被保険者名簿及び被保険者台帳から、申立人について、昭和21年12月までの標準報酬月額の改定記録が確認できる上、上記払出簿には、申立人について、22年6月1日の標準報

酬月額の変更記録を確認できる。

さらに、A社が保管する退職者台帳には、申立人の入社年月日が昭和17年3月14日、除籍年月日が23年7月31日と記載されていることから、申立人は同年7月31日まで同社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、23年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿及び払出簿から、昭和19年10月は50円、同年11月から20年5月までは60円、同年6月から21年3月までは90円、同年4月から22年5月までは420円、同年6月から23年7月までは600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月17日及び20年7月26日は48万円、同年12月25日は35万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月17日
② 平成20年7月26日
③ 平成20年12月25日

私が勤務していたA社に係る私の年金記録を確認したところ、平成19年12月17日、20年7月26日及び同年12月25日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。各賞与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であ

ることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、申立人が提出した賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 19 年 12 月 17 日及び 20 年 7 月 26 日は 48 万円、同年 12 月 25 日は 35 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年1月1日から同年9月1日までの期間について、事業主は、申立人が20年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月1日から24年6月頃まで

申立期間は、A社で事務員として勤務しており、同社で昭和20年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しながら資格喪失日の記載の無い記録が判明したので申立期間について調査して記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の次男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の旧氏名と漢字が一字異なるものの、読みと生年月日が同じ被保険者記録（資格取得日は昭和20年1月1日、資格喪失日は記載無し。）が確認でき、当該記録は基礎年金番号に未統合となっている。

また、申立期間に、A社で被保険者となっている者に照会したところ、複数の同僚が、申立人の旧姓と同姓の女性が在籍していたことを記憶しており、被保険者名簿においてほかに申立人の旧姓と同じ姓の者はいないことから、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると

認められる。

一方、前述のとおり、当該被保険者名簿には、申立人の資格喪失日に係る記載は無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳も見当たらないところ、申立人の次男は、申立人が結婚（戸籍上の婚姻日は昭和 22 年 8 月 * 日）及び出産（同年 * 月 * 日）後も勤務していたと述べている。

しかしながら、当該被保険者名簿は、昭和 22 年 10 月 1 日に書き換えられているところ、書換え後の被保険者名簿には申立人の氏名の記載が無い。

また、前述の同僚は、申立人が婚姻によって姓が変わったことを記憶していない。

さらに、複数の同僚の供述及び時事記録から、A社は、昭和 21 年 5 月に事業所の所在地が移転したことがうかがえるところ、上記の同僚のうち 1 名は、「会社の移転後は、申立人はいなかったと思う。」と述べている。

加えて、別の同僚は、「申立人が辞めたのは、終戦の頃ではないか。」と述べている上、年金事務所の保管する平成 22 年 3 月 4 日に申立人の被保険者記録を照会する際に提出されたと考えられる加入期間照会申出書には、申立人のA社における勤務期間として、「昭和 20 年 1 月から同年 8 月終戦頃まで」と記載されている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年 9 月 1 日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の未統合の被保険者記録から 40 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 20 年 9 月 1 日から 24 年 6 月頃までの期間については、上記の同僚を含む複数の同僚に照会しても、申立人の当該期間に係る勤務実態をうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 16 日から 3 年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の被保険者記録によると、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う額となっていない。
申立期間に係る給与明細書は所持していないが、平成 2 年分の所得税更生通知書を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 16 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 3 年 10 月 7 日）より後の 4 年 4 月 8 日付けで、遡って 8 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成 2 年分所得税更生通知書の社会保険料控除額は、申立人が主張している標準報酬月額に見合う額となっている。

さらに、A社の事業主は所在が不明であるが、事業主の妻であった当時の取締役は、「経営は大変厳しかった。」と供述している。

加えて、A社に係る法人登記簿謄本から、申立期間当時、申立人が同社の取締役であったことは確認できるものの、同社の監査役は、「申立人の業務は電話の取次ぎと運転手であり、社会保険等の事務手続には一切関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、

申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正であったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、16 万円に訂正することが必要と認められる。

神奈川厚生年金 事案 7180

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

私は、平成9年4月にB社に入社し、その後、関連会社のA社との合併のため転籍した。関連会社間の合併であり継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成9年分給与所得の源泉徴収票及び同僚の証言により、申立人が申立てに係る関連会社に継続して勤務し（平成9年11月1日に、B社から同社の合併先会社であるA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険事務所の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の加入記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金

保険被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を平成19年12月12日は15万円、20年12月12日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月12日
② 平成20年12月12日

平成19年12月及び20年12月に賞与の支給があり、賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、申立期間①及び②の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与に係る支払明細書から、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額については、賞与に係る支払明細書において確認できる賞与額又は保険料控除額により、

申立期間①は 15 万円、申立期間②は 30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年8月まで

平成9年の夏頃に、私の就職が決まったことを契機に、母親が、市役所に私の国民年金保険料の納付状況を確認したところ、申立期間の保険料が未納であることが分かったので、母親が、市役所で申立期間の保険料を遡って一括して納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年の夏頃に、就職が決まったことを契機に、その母親が、市役所に申立人の国民年金保険料の納付状況を確認したところ、申立期間の保険料が未納であることが分かったので、その母親が、市役所で申立期間の保険料を遡って一括して納付してくれたと主張しているが、i) その時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であること、ii) その当時に、申立期間の保険料を納付することができる特例納付制度は実施されていなかったことから、その母親が、申立期間の保険料を遡って一括して納付していたとは考え難い。

また、申立人自身は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとするその母親は、遡って一括して納付した申立期間の保険料額についての記憶が定かではないことから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、口頭意見陳述を実施した結果においても、申立人の母親が申立期間の申立人の国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることはできなかった上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6273 (事案 4758 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 9 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月から 51 年 3 月まで

私は、会社を辞めた翌日の昭和 48 年 9 月 17 日に、当時居住していた区の区役所の支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思うことから第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、加入手続直後の国民年金保険料の納付方法を思い出したので、再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、会社を辞めた翌日の昭和 48 年 9 月 17 日に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと述べていた。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人の国民年金の加入手続時期は、昭和 52 年 10 月頃と推認され、申立内容と合致しない上、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、当該期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらないことから、当該期間は、当時、未届けによる未加入期間であったと考えられることに加え、口頭意見陳述を実施し、申立人から聴取しても、新たな証言や資料を得ることができず、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 11 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金加入直後の国民年金保険料を納付した際の状況

などについて思い出したとして、「初回分の保険料として、券売機で印紙を買い、当時居住していた区の区役所の支所の担当者に提出したが、領収書は発行されず、代わりに年金手帳の国民年金の記録（１）のページにある「被保険者になった日」の欄に、昭和 48 年 9 月 17 日と記入され、当時居住していた区の印が押されたことで、初回分の保険料が納付されたことを確認した。」と主張している。

この主張について、申立期間当時、申立人が居住した区に確認したが、「国民年金保険料を印紙検認により収納していた時期には、確かに印紙を券売機で販売していたこともあったが、昭和 48 年当時は、既に納付書による納付に切り替わっていたため、印紙による保険料の納付はできない。」と回答があり、申立人の主張は、当時の制度と一致しない。これに加え、年金手帳の「被保険者になった日」の欄に日付が記入され、区の印が押されたことをもって初回分の保険料が納付されたことを確認したとする主張についても、当該欄は、国民年金の被保険者資格を取得した日を記入するためのものであり、領収書を発行する代わりに使用する欄ではない。

このように、今回の申立ては、当委員会が当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、当委員会に対し、申立人自身が国民年金の加入手続を行った際の手帳、納付済みとされている期間の国民年金保険料を申立人がどのような納付方法で納付していたかを示す資料等を探すように求め、また、申立期間当時の区役所の担当者に対し当委員会が聞き取りを行うよう求めている。しかし、年金記録確認第三者委員会は、年金記録の訂正の要否について調査審議しているものであり、記録誤りの原因究明や責任追及を行う機関ではないことから、申立人の求めに応じることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 4 月までの期間、60 年 6 月から 61 年 3 月までの期間、平成 5 年 11 月から同年 12 月までの期間、6 年 3 月から同年 4 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から 59 年 4 月まで
② 昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月まで
③ 平成 5 年 11 月から同年 12 月まで
④ 平成 6 年 3 月から同年 4 月まで
⑤ 平成 6 年 7 月から同年 9 月まで

私が大学を卒業した昭和 58 年 4 月頃、母親が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれたことを憶えており、申立期間①の国民年金保険料については、当時働いていなかったため、納付することができず、59 年 5 月に就職後、母親にお金を渡して納付していたと思う。申立期間②の保険料については、会社を退職後受給していた雇用保険の失業給付から、毎月 1 万円ぐらい納付していた。

平成 5 年 1 月から 6 年 12 月までの国民年金保険料については、当時、受給していた雇用保険の失業給付から納付していたが、当該期間の国民年金保険料を、全ては納付することができず、一部未納が生じていたことは、当時から承知していた。結婚後の 7 年 1 月に、5 年から 6 年にかけて一部未納となっていた期間の保険料として、市役所で、総額約 10 万円を現金で納付した。そして、結婚前の保険料の未納は清算されたと思っていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、その母親が、国民年金の加入手続きを行ってくれ、申立期間①の国民年金保険料については、昭和 59 年 5 月

に就職後、その母親に依頼して納付していたと述べているが、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、その母親は既に他界しており、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である上、申立期間②についても、申立人は、60年6月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行った記憶は無いと述べており、当該期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替状況を確認することができない。

また、申立期間①及び②について、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日及び後の番号が付与された国民年金第3号被保険者の該当届出の処理日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和61年11月から同年12月までの間に行われたと推認され、申立内容と一致しない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①及び②の国民年金の被保険者資格記録は、平成7年2月7日に追加処理されたことが確認できることから、申立期間①及び②当時、国民年金の加入手続がなされておらず、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、同年同月以降において、当該期間の保険料は時効により納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

2 申立期間③、④及び⑤について、申立人は、結婚前にA市において、当該期間を含む平成5年1月から6年12月までの国民年金保険料を、一部納付していない期間はあるものの納付していたと述べている。しかし、オンライン記録によると、申立人が述べるように、5年1月から6年12月までのうち、納付している期間が認められるものの、その期間の保険料は、B市に転居後に過年度納付していることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、平成7年1月に、B市役所で、現金約10万円を持参し、平成5年から6年にかけて未納となっていた期間の国民年金保険料を全て納付したと主張しているが、その時点において、未納が何箇月存在し、何箇月分の保険料を納付したかは憶^{おぼ}えていないなど、申立期間③、④及び⑤に係る保険料の納付状況を確認することができない。

3 申立期間は5回に及び、特に申立期間③、④及び⑤は近接しており、これだけの回数^{回数}の事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考えにくい。

4 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、口頭意見陳述を実施したものの、新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年9月から57年3月まで

私は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した都度、国民年金への切替手続を行い、未納が生じないように、国民年金保険料を納付していた。

申立期間についても、同様に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和56年9月頃、国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。

年金手帳の「国民年金の記録」欄にも、申立期間の記録が書かれている。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年9月頃、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が印字されている年金手帳の「国民年金の記録」欄には、申立期間に係る国民年金の加入記録は記載されていないことに加え、同手帳記号番号に係るオンライン記録及び特殊台帳でも、当該期間において、申立人が国民年金に加入していたとする形跡は見当たらない。一方、申立人が述べるとおり、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が記載された上記とは別の年金手帳の「国民年金の記録」欄には、当該期間に係る国民年金の加入記録が記載されている。また、申立人の基礎年金番号は、上記の厚生年金保険被保険者記号番号により付番されている。これらの状況を踏まえると、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降に、申立人の国民年金手帳記号番号が基礎年金番号に統合され、そのことにより、当該期間が、国民年金の被保険者資格期間として、国民年金の被保険者記録に追加され、国民年金保険料の未納期間とされたものであると考えられるため、当該期間当時、当該期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の国民年金の加入手

続が行われていたとは考えにくい。

また、申立人は、納付書が届いた分の国民年金保険料については、全て納付していたはずであるとしているが、上述のとおり、申立期間に係る国民年金被保険者資格記録が追加された時期は、少なくとも、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であると推認されるため、国民年金の未加入期間であった当該期間当時に、当該期間の保険料の納付書が発行されていたとは考えにくいことに加え、当該期間の被保険者資格記録が追加されたと推定される同年同月以降の時点においては、時効により、当該期間の保険料の納付書が発行されたとも考えにくいことから、申立人は、いずれの時期においても、当該期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、年金手帳の「国民年金の記録」欄に記載された、国民年金の「被保険者となった日」及び「被保険者でなくなった日」の欄に、申立期間に係る国民年金の被保険者資格取得日及び同資格喪失日が書かれているため、当該期間の国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、国民年金の被保険者資格取得日は、加入手続を行った時期を示すものではなく、同資格取得日から同資格喪失日までの期間は、保険料を納付した期間であることを示すものでもない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成元年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成元年5月まで

私は、平成3年1月に会社を退職した後に、私の母親から現在所持している年金手帳を渡され、国民年金保険料は納付してあると聞いた。申立期間の保険料の納付時期及び納付金額については聞いていないが、母親が申立期間の保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年1月に会社を退職した後に、その母親から現在所持している年金手帳を渡され、国民年金保険料は納付してあると聞いたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、国民年金の加入手続を行った時期、保険料の納付時期及び納付金額等についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年2月に払い出されていることが確認できることから、その時点において、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間当初から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住していた申立人に、別の手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 54 年 3 月まで

私の妻は、昭和 56 年 4 月から同年 7 月までの間に区役所で、私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後、妻が申立期間の国民年金保険料として 15 万円から 20 万円を遡ってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和 56 年 4 月から同年 7 月までの間に区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、加入手続後、申立期間の国民年金保険料として 15 万円から 20 万円を遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、55 年 10 月と推認でき、その時点において、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が遡ってまとめて納付したとする国民年金保険料額は、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 55 年 10 月の時点において、過年度納付により納付することができる 53 年 7 月から 54 年 3 月までの保険料を実際に納付した場合の保険料額と大きく乖離している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から7年3月まで

私は、大学卒業後就職した会社に年金手帳を提出する必要があったので、平成8年3月に、母親と一緒に区役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。

その際に、母親にお金を出してもらい、私が20歳になった平成6年*月から8年2月までの国民年金保険料を遡って一括して納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年3月に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、7年5月に、その兄と連番で払い出されており、その兄の5年4月及び同年5月の国民年金保険料は、7年5月に納付されていることが、その兄のオンライン記録により確認でき、申立人及びその兄の国民年金の加入手続は、同年同月頃に行われたものと推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立期間直後の平成7年4月から8年2月までの申立人及びその兄の国民年金保険料は、7年6月、同年12月及び8年2月の3回にわたって納付されていることが、申立人及びその兄のオンライン記録により確認できることから、当該期間の保険料が、同年3月に、申立期間の保険料と併せて遡って一括して納付されていたとは考え難い。

さらに、申立人は、区役所で、平成6年*月から8年2月までの国民年金保険料を遡って一括して納付したと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる7年5月及び申立人が納付したと主張する8

年3月の時点でも、申立期間の保険料は過年度保険料となり、制度上、区役所では納付することができなかったことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から 61 年 9 月まで

私は、22 歳になった昭和 56 年*月頃に、母親と一緒に区役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。その際、母親が用意してくれたお金で、私が 20 歳になった 54 年*月から加入手続時までの国民年金保険料を遡って一括して納付した。その後は、自宅近くの郵便局で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、22 歳になった昭和 56 年*月頃に、その母親と一緒に区役所へ行き、国民年金の加入手続を行い、その際、母親が用意してくれたお金で、申立人が 20 歳になった 54 年*月から加入手続時までの国民年金保険料を遡って一括して納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第 3 号被保険者の該当届出の処理日から、申立人の国民年金の加入手続は、平成元年 1 月頃に行われたものと推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、その時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 2 月に、夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人は、継続して同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、遡って一括して納付したとする金額は、昭和 56 年*月に、54 年*月から 56 年*月までの国民年金保険料を遡って一括して納付した場合の金額と大きく相違している。

加えて、申立人は、20 歳になった昭和 54 年*月から国民年金の加入手続

時までの国民年金保険料を遡って一括して納付した後は、自宅近くの郵便局で保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付時期や納付金額についての記憶が定かではないことから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月から 63 年 3 月まで

私は、他県の専門学校に入学し、一人で住んでいたが、昭和 61 年 8 月に、夏季休暇で帰省したとき、国民年金の加入のお知らせが届いており、両親にも勧められたので、すぐに、国民年金の加入手続を実家近くの町役場で行った。国民年金保険料は、加入手続が少し遅れたため、同町役場で、加入当初の月まで遡って納付した。その後、学校のある町や実習先の市に住所変更手続を行いながら、卒業するまで、転居先の役所で、何箇月かごとに納付していた。私は、学生なのに国民年金に加入し、自身の貯金から保険料を納付していたことを憶えているにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夏季休暇で帰省した昭和 61 年 8 月に、実家近くの町役場で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の戸籍の附票によると、申立人の住民登録は、専門学校に入学した 60 年 4 月に、実家のある町から学校のある他県の町に異動しており、申立期間当時、実家のある町に住民登録が無いことが確認できることから、通常、住民登録の無い町で国民年金の加入手続を行ったとは考え難いことに加え、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の被保険者資格取得日等から、申立人の国民年金の加入手続は、平成元年 1 月から同年 3 月までの間に行われたと推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続後、学校のある町や実習先の市に住所変更手続を行い、転居先の役所で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、住所変更手続を行った時期を憶えておらず、それぞれ

の転居先で保険料の納付を開始した時期も分からないなど、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の所持する年金手帳によると、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は、申立人が専門学校を卒業後就職した会社を退職した日の翌日の昭和63年12月30日と記載されており、オンライン記録でも、同年同月より前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、現在の記録と同様に、申立期間当時も申立期間は、国民年金の未加入期間であったと考えられ、申立人が主張するようには当該期間当時、当該期間の保険料を納付することができなかったと考えられる。このため、申立人が、当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成元年 3 月まで

私は、勤め先を退職した昭和 63 年 3 月頃、区役所で転入手続と国民年金の加入手続を行った。そのほぼ同時期に夫の国民年金の加入手続も行った。

申立期間の国民年金保険料については、私が毎月、夫婦二人分を納付書により自宅近くの金融機関で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤め先を退職した昭和 63 年 3 月頃、区役所で転入手続及び国民年金の加入手続を行い、ほぼ同時期にその夫の国民年金の加入手続も行い、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を、納付書により毎月自宅近くの金融機関で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から平成元年 10 月頃と推認できることに加え、近接した同年 9 月に加入手続を行ったと推認できる夫と二人分の申立期間直後の同年 4 月からの保険料を現年度納付したものと推認できることから申立内容と一致しない上、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと述べている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人が夫婦二人分を納付書により金融機関で納付していたと主張しているが、その夫も申立期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立期間の始期から国民年金の加入手続時期を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から51年3月まで

私は、亡くなった父親から、私が20歳の頃から、「(申立人は)大学生なので、国民年金は任意加入だが、将来のことを考えて加入し、国民年金保険料も納付している。」と聞かされていた。同様に、私の妹も、父親が、20歳のときから国民年金に加入させ、保険料を納付していると言っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親から、申立人が20歳の頃から、当時大学生だった申立人の国民年金の加入は任意であるが、将来のことを考え、加入手続を行い、国民年金保険料も納付していると聞いていたと述べている。しかし、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び当該期間の保険料を納付したとされるその父親は、既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人の国民年金の加入手続は、早くとも昭和52年10月に行われたと推認され、その時点で申立人は24歳を過ぎており、申立人の主張と一致していないことに加え、当該時点において、申立期間のうち、48年9月から50年6月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。そのため、申立人が、申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、当該期間当時から推認される国民年金への加入手続時期までの期間を通じて、同一住所地に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことを

うかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料は、推認される国民年金の加入手続時点において、遡って納付することは可能であるが、申立人は、申立人が 20 歳当時から、その父親が申立人を国民年金に加入させ、その後の保険料を納付していたと主張していること、及びその父親から遡って保険料を納付したことがあると聞いたことは無いと述べていることを踏まえると、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、時期は分からないが、母親が、社会保険事務所（当時）で私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。国民年金保険料については、母親が、銀行又は社会保険事務所ですっと納付していたはずである。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、社会保険事務所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、銀行又は社会保険事務所で国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとするその母親から、直接事情を聴取することができないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から申立人の国民年金の加入手続きが行われたのは、昭和 62 年 4 月頃であると推認できること、ii) 申立人の 61 年 4 月の国民年金の被保険者資格喪失の記録及び 62 年 4 月の被保険者資格取得の記録は、同年 5 月に追加されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間は、その時点で、国民年金保険料を納付することができない国民年金の未加入期間とされたものと推認でき、申立人の母親が、申立期間当時に、申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から54年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月から54年4月まで

私は、昭和46年8月に子会社に異動したが、その会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、元妻に、国民健康保険と国民年金の加入手続をするように話をしたことを憶えている。

申立期間当時、家のことは全て元妻に任せており、現在、元妻と連絡を取っていないので、元妻が私の国民年金の加入手続を、いつどこで行い、当該期間の国民年金保険料について、どのように納付していたかは分からないが、元妻は当該期間の保険料を納付しており、夫であった私の国民年金の加入手続を行わず、保険料を納付していなかったとは考えられない。

申立期間が国民年金の未加入期間で、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年8月に子会社に異動し、当該子会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、国民健康保険と国民年金の加入義務が生じたので、その元妻に、国民健康保険と国民年金の加入手続をするよう話をしたことを憶えており、元妻は申立期間の国民年金保険料を納付しているので、自身のみ、当該期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされているのは不自然であると述べている。確かに、申立人の元妻は、当該期間において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できるものの、申立人は国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に非関与であり、その元妻と現在は連絡を取っておらず、当委員会が申立人の元妻に聞き取り等を行うことも希望していないとしているため、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が申立期間当時居住していた区の国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和45年1月1日に国民年金の被保険者資格を喪失している記載があり、その後、再度、申立人が被保険者資格取得を行ったことをうかがわせる記載は無いことから、その元妻が46年8月以降、申立人の国民年金の加入手続を行ったとは考えにくい。

さらに、申立人は、その元妻のみが、申立期間の国民年金保険料を納付した記録になっていることは不自然ではないかと述べているが、上述のとおり、当該期間当時の状況を知っているとされる申立人の元妻からの聞き取り等を行えない状況下において、申立人の主張のみをもって、当時の夫婦のうち、その元妻の保険料のみが納付済みとされていることが不自然であるとまで認めることは難しい。

その上、申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年7月から同年12月まで
会社を退職後、結婚するまでの間、国民年金に加入していなかったことに気付いたため、平成12年1月頃、国民年金の加入手続を行った。
その後、時期については、はっきりとは記憶していないが、国民年金の加入手続を行ってから、それほど経過していない時期に、申立期間の6か月分の国民年金保険料をまとめて納付したと思う。
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年1月頃、国民年金の加入手続を行ったと思うと述べており、確かに、オンライン記録によると、同年4月に、申立人の国民年金に係る住所変更届及び国民年金第3号被保険者該当届の入力処理が行われているため、申立人が述べるとおり、申立人は、同年同月頃に、国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。申立人は、国民年金の加入手続を行った後、それほど経過していない時期に、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付し、加入手続を行ってから、1年以上経過した時期に、当該期間の保険料を納付するようなことは無かったと述べているものの、オンライン記録によると、13年12月に、申立期間に係る保険料の納付書が発行されていることが確認できるため、申立人が述べる時期に、当該期間の保険料が納付されたとは考えにくく、申立内容とは一致しない。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 6 月まで

私は、昭和 62 年に大学を卒業した後、時期は憶えていないが、国民年金に加入することが義務だと思い、母親と一緒に市役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。その際発行された年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料については、私が納付書により市役所か金融機関で納付した。保険料の納付額や納付頻度等の記憶は無いが、大学卒業後の保険料を未納にしたことはないはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年に大学を卒業し、その後、時期は憶えていないが、母親と一緒に市役所へ行き、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人は、国民年金の加入手続時期及び国民年金保険料の納付についての記憶が曖昧であり、加入手続に一緒に行ったとするその母親も、その時期を憶えていないとするなど、国民年金の加入手続状況及び申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの期間について、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された強制加入被保険者の国民年金保険料の納付開始日から、平成元年 8 月と推認され、この時点において、当該期間の保険料は時効により納付することができず、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間の前後を通じて、同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立期間のうち、昭和 62 年 7 月から 63 年 6 月までの期間について、推認される国民年金の加入手続時点において、当該期間の国民年金保険料は遡って納付することは可能である。しかし、申立人の主張は、大学卒業後に国民年金の加入手続を行ったので、保険料についても、大学卒業後の 62 年 4 月以降、未納は無いはずであるとするものであり、加入手続について時期が一致していない上、遡って保険料を納付したとも主張していない。

加えて、申立人は、昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を遡って納付していることが認められ、これは、2 年 7 月に発行された過年度納付書を使用した納付であると考えられる。しかし、申立人は当該納付書の発行及び当該期間の保険料の納付状況についても記憶が曖昧であり、このような申立内容及び周辺事情からは、申立期間のうち、昭和 62 年 7 月から 63 年 6 月までの保険料も遡って納付されたとの心証を得るまでに至らない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から49年3月まで

私は、20歳になった当時、大学生であったが、父親が国民年金の加入手続を行い、私が就職するまでの期間の国民年金保険料を納付していたと聞いていたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が厚生年金保険被保険者となるまで、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 8 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月から 38 年 3 月まで

私は、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 4 月から、町内会館に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたが、同年 8 月頃から働き始めたので、町内会館で保険料を納付することができなくなり、しばらくの間、保険料を納付していなかった。

その後、時期は不明であるが、申立期間の国民年金保険料を区役所で遡って一括して納付した。その際の 1 か月当たりの保険料額が 1,000 円であったことを憶えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を区役所で遡って一括して納付したと主張しているが、その納付時期についての記憶が定かではない上、遡って納付した際の 1 か月当たりの保険料額は、申立期間当時の保険料月額と大きく相違していることから、申立人が、申立期間の保険料を遡って一括して納付していたとは考え難い。

また、申立人が主張する、遡って国民年金保険料を納付した際の 1 か月当たりの保険料額は、昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月までの間に実施され、申立期間の保険料を遡って納付することが可能であった特例納付制度の 1 か月当たりの保険料額とおおむね一致しているが、この特例納付制度により保険料を納付することができたのは、強制加入被保険者であり、申立人は、申立期間当時任意加入被保険者であったことが、申立人の特殊台帳及び被保険者名簿により確認できることから、申立人が、特例納付により申立期間の保険料を納付していたとも考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から55年3月まで

私は、昭和54年12月に会社を退職後、母親に勧められ、時期は定かではないが国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、納付方法、納付場所等についての記憶は定かではないが、未納の無いように納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は昭和55年8月頃と推認され、その時点において、申立期間の国民年金保険料を過年度納付により遡って納付することが可能であったと認められる。しかし、申立人は申立当初、申立書に、当該期間の保険料について、市役所の窓口で定期的に納付していたという現年度納付と考えられる納付状況を記載していた上、その後の調査においては、当初の申立内容とは異なり、保険料の未納が無いように納付したと述べるのみで、当該期間の保険料の納付方法、納付場所等についての記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿等から、申立期間の国民年金保険料が納付された可能性も精査したが、その形跡はうかがえず、上記の資料等の納付記録に不自然な点は見当たらないことから、行政側に不適切な事務処理があったとも考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 6 月に会社を退職したことを契機に、市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、特別に遡って国民年金保険料を納付することができると思ったので、それまで未納になっていた保険料を全て遡ってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 6 月に市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人は、保険料の納付時期、納付金額及び納付場所についての記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、当時居住していた市の国民年金被保険者名簿から、昭和 54 年 6 月と確認でき、その時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないことから、申立期間の保険料を納付するためには、特例納付により納付するほか無く、当時、第 3 回特例納付が実施されていたものの、申立人に特例納付により保険料を納付したとする具体的な主張は無い上、上記の被保険者名簿には、申立人が 52 年 4 月から 53 年 5 月までの保険料を過年度納付した旨の記載はあるものの、申立期間の保険料が特例納付されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立期間の保険料が特例納付により納付されていたとまでは推認し難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 47 年 3 月まで

私の母親は、昭和 43 年 4 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、私が 47 年 11 月に結婚するまで国民年金保険料を納付していた。結婚した際に母親から年金手帳を渡されたが、結婚したことを契機に転居した先の市役所からも新しい年金手帳をもらったため、母親から渡されていた年金手帳は処分した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和 43 年 4 月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその母親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 47 年 11 月と推認でき、申立人の主張する時期と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 47 年 11 月の時点において、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6292 (事案 5447 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から同年12月まで

私は、平成3年10月に会社を退職した際、次に就職することが内定していた会社の総務部の担当者から、年金は切れ目なく加入するよう勧められていたので、同年同月21日に公共職業安定所で雇用保険の受給手続を済ませ、同日に区役所で国民年金の加入手続を行い、その場で同年同月から同年12月までの3か月分の国民年金保険料を納付したと思う。前回の委員会の判断では、記録の訂正は認められなかったが、再度、申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年10月に国民年金の加入手続を行い、同年同月から同年12月までの国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の20歳到達直後に国民年金に加入した被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、7年9月以降であると推認され、申立内容と一致しないこと、推認される加入手続時期からみて、申立期間は、国民年金の被保険者資格の取得に係る届出がなされていない未加入期間であり、申立人が述べる3年10月には、保険料を納付することができない上、7年9月以降においては、申立期間の保険料は、既に時効によって納付することができず、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間前から手帳記号番号の払い出された時期を通じ、同一住所地に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されることは考えにくく、その形跡も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成23年4月13日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、間違いなく平成3年10月21日に公共

職業安定所で雇用保険の受給手続を済ませ、同日に区役所で国民年金の加入手続を行い、その場で同年同月から同年 12 月までの 3 か月分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、再申立てにおいて必要とされる、年金記録の訂正につながる「新たな資料・情報」は無いとしている。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年7月から47年3月まで

私の母親は、私が20歳になった昭和41年*月に区役所で、私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、保険料の納付場所及び納付金額は分からないが、母親が納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和41年*月に区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその母親からは証言を得ることができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和48年1月又は同年2月と推認でき、申立人の主張する時期と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和48年1月又は同年2月の時点において、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7182 (事案 643 の再々申立て、事案 4732 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 6 月 22 日まで
② 昭和 54 年 4 月 25 日から 55 年 3 月 1 日まで

申立期間①について、私は、昭和 39 年 2 月 3 日から 42 年 3 月 21 日までの期間において A 社に継続して勤務しており、途中で辞めたことは無いので、当該期間の被保険者記録が欠落しているのはおかしい。

申立期間②について、C 職として B 社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では当該期間が被保険者期間となっていない。

前回の申立ては認められなかったが、当時の同僚の名前を新たに思い出したので、再度、申し立てる。また、申立期間②については、雇用保険の記録が確認できたということだが、雇用保険の保険料が控除されていたのであれば、厚生年金保険料も控除されていたはずである。

調査の上、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認できる具体的な供述を得ることはできず、そのほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、また、申立期間②に係る申立てについては、雇用保険の記録から、申立人が当該期間に B 社に勤務していたことは確認できるものの、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無く、そのほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間①に係る再申立てに当たり、申立人は新たな情報として当時の複数の同僚の名前を挙げているが、当該複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認できる具体的な供述を得ることはできなかったことから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、また、申立期間②に係る再申立てに当たり、申立人は新たな情報として当時の複数の同僚の名前を挙げているが、いずれも特定することができず、申立人の当該期間における保険料控除について確認できる具体的な供述等を得ることはできなかったことから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 12 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①について、今回の申立てに当たり、申立人は新たな情報として当時の複数の同僚の名前を挙げているが、当該複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認できる具体的な供述を得ることはできなかったことから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立期間②について、今回の申立てに当たり、申立人から新たな資料、情報等の提出は無く、申立人は、「雇用保険の記録が確認できたということは、雇用保険料を控除されていたということである。雇用保険料を控除されていたのであれば、厚生年金保険料も控除されていたはずである。」と主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、申立期間①及び②について、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年2月25日から同年4月11日まで
② 昭和19年7月21日から21年4月1日まで

申立期間①について、乗船していたA社の船舶BがC県沖で沈没したため、船舶Dに乗船するまでの間、現地待機した後に帰って来た期間であるが、商船の船員は、漁船員と違い、本人が船員職を退職しない限り船員保険の被保険者期間は継続していたはずである。

申立期間②について、船舶D下船後、昭和19年7月下旬から同年10月下旬まで海軍予備補習生として、海兵団で訓練を受け、自宅待機の後、20年2月初旬から船舶Eに乗船したが、同年7月にF港沖で座礁したため同船舶を下船し、同年8月下旬に会社指示にて自宅待機の後、21年4月1日から船舶Gに乗船するまでの期間である。

申立期間①及び②について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「商船の船員は、漁船員と違い、船員職を退職しない限り船員保険の被保険者期間は継続しているはずである。」と述べている。

しかしながら、当時の船員保険法（昭和15年3月1日施行）第17条には、「船員法第1条ニ規定スル帝国臣民タル船員ニシテ本法施行地ニ船籍港ヲ定ムル船舶ニ乗組ムモノハ船員保険ノ被保険者トス」、同法第18条には、「被保険者ハ船舶ニ乗組ミタル日ヨリ其ノ資格ヲ取得ス」、同法第19条には、「船舶ニ乗組マザルニ至リタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス」と規定されており、A社（「H社」と船員保険被保険者名簿に併記さ

れている。以下同じ。)の船舶Bに係る船員保険被保険者名簿において、同船舶は昭和19年*月*日に沈没し、申立人を含む65名の被保険者が同年2月24日に船員保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、「船舶Bが沈没したことからI港において便船を待ち、その後にA社に赴き、船舶Dへの乗船を命じられた。」と述べていることから、当該期間は船舶に乗り組んでいない期間であり、船員法第2条第2項に規定する予備船員(船舶に乗り組むために雇用されているが船内で使用されていない者)に該当しているものの、船員保険法第17条の改正により、予備船員が船員保険の適用対象となったのは昭和20年4月1日からであるため、当該期間は、予備船員については船員保険法が適用されない期間であることが確認できる。

さらに、A社及びH社は既に解散しており、当時の事業主は所在不明であり、申立期間①当時の関係資料の存否も不明であるため、申立てに係る事実を確認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間①において船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「A社の船舶D下船後、海兵団で訓練を受けた後、昭和20年2月初旬から同年7月まで船舶Eに乗船した。同船舶を下船した後、再び、会社指示にて自宅待機の後、21年4月1日から船舶Gに乗船した。」と述べている。

しかしながら、前述のとおり、昭和20年4月1日より前の期間における予備船員は船員保険の適用対象とはならない。

また、申立人の船舶Eに係る具体的な供述及び同僚の証言から、申立人が、同船舶に乗船勤務していたことはいくつかあるが、A社に係る船員保険船舶所有者名簿及び船舶別船員保険被保険者名簿において、当該船舶が船員保険の適用船舶であったことが確認できない。

さらに、申立人は、申立期間②において船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月28日まで
厚生年金保険の記録によると、私が、申立期間に勤務していたA社B事業所の厚生年金保険の被保険者記録については、脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した記憶が無いので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の女性被保険者に対する脱退手当金の支給要件は、被保険者期間6か月以上20年未満の者が婚姻や分娩による資格喪失、又は戦争終結による事業所の休廃止等による資格喪失とされていたところ、A社B事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金支給の根拠条文（旧厚生年金保険法第49条の3）を示す「49-3」が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から同年 5 月 26 日まで

私は、平成元年 3 月 11 日から 11 年 5 月 25 日まで A 社に勤務したが、退職する直前の同年 4 月の標準報酬月額の記録が、給与額の変動も無いのに減額されている。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、17 万円と記録されていたところ、申立人が A 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成 11 年 5 月 26 日より後の同年 7 月 2 日付けで、14 万 2,000 円に減額されている上、申立人を除く 92 人の標準報酬月額についても、同様の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A 社の元取締役は、「経営の悪化で、社員の基本給額を引き下げた時期がある。基本給額を引き下げた分については、福利厚生で補填した覚えがあり、結果として毎月の支給総額は下がっていないと思う。」と供述しており、複数の元社員も「上司から正社員の給与をカットする旨の話聞いた記憶がある。」と証言しているところ、申立人から提出された給与明細書により、申立人の基本給額が平成 11 年 1 月支給分以降 16 万 1,020 円から 13 万 6,867 円に減額されていることが確認できる。

また、A 社の顧問社会保険労務士は、「同社の事業主の指示により、同社の社員の標準報酬月額について、基本給額の減額に伴う届出書を作成し、社会保険事務所（当時）に届出を行った。」と供述しており、上記社会保険労務士事務所から提供された同社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書により、申立人を含む 93 人の標準報酬月額につい

て平成 11 年 7 月 2 日付けで基本給額の減額に伴う変更手続が行われていることが確認できる。

これらのことから判断すると、上記減額訂正については、給与体系の見直しに基づき行われたことが認められることから、社会保険事務所において不合理な処理が行われたとすることはできない。

また、申立人は、平成 11 年 5 月支給分の給与明細書を所持しておらず、A 社の元事業主も既に死亡し、上記元取締役も「当時の資料が無いため、詳細は不明である。」と回答していることから、申立期間における厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、申立人から提出された預金通帳及び平成 11 年 4 月支給分給与明細書に基づいた当委員会での検証結果においても、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがうことができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7186 (事案 4615 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 15 日から 35 年 12 月 1 日まで

私は、A省（現在は、B省）C局に勤務していた期間のうち、一部の期間について、厚生年金保険の被保険者期間が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間は厚生年金保険の適用事業所でなくなった等の理由により、記録の訂正を行うことができないとの通知があった。

しかし、当然その期間も継続して勤務していたので、申立期間について、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B省D課から提出された人事記録から、申立人が申立期間にA省C局に勤務していたことは確認できるが、同省C局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人と同様に、多くの者が昭和33年9月15日に被保険者資格を取得し、同資格取得日から1年後に当たる34年9月15日にまとめて資格喪失しており、このうち、当該資格喪失日後にE共済組合に加入している者は、同共済組合に加入するまでの間は、申立人と同様に、年金記録が無いことが確認できるほか、同省C局は、同年のF共済制度発足に伴い、同年11月5日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料が無いことから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、新たにB省発行の在職証明書を提出しているが、これは、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる資料とはならないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 12 日から 38 年 6 月 10 日まで
② 昭和 40 年 5 月 31 日から同年 9 月 25 日まで
③ 昭和 47 年 1 月頃から 51 年 3 月頃まで

申立期間①においてB社に勤務していたのにA社の厚生年金保険被保険者となっているのは誤りである。B社を辞めた後はC社に勤務していたのに申立期間②の被保険者記録が無い。また、申立期間③においてD社（現在は、E社）に勤務していたが、被保険者記録が無い。

それぞれの厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間は、A社ではなくB社の被保険者であったと述べている。

しかしながら、当該期間にB社で厚生年金保険被保険者記録のある複数の者に照会したところ、A社はB社が作業内容により分かれて出来た会社で、同じ作業所内で勤務していたとの供述が得られた。

また、当該期間にB社で厚生年金保険被保険者の記録のある複数の者に照会したものの、申立人が当該期間に同社に勤務していたことをうかがえる供述を得ることはできなかった。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の記号番号は、A社に対して昭和 37 年 5 月 7 日に払い出されており、申立人は、同年 3 月 12 日に同社で資格取得していることが確認でき、不自然な点は見当たらない。

申立期間②について、当該期間にB社及びC社で厚生年金保険被保険者の記録のある複数の者に照会したが、申立人のB社の退社時期及びC社の

入社時期についての証言は得られなかった。

また、申立人がC社で雇用保険の被保険者となったのは厚生年金保険の資格取得日と同日の昭和40年9月25日であることが確認できる上、複数の同僚は同社での勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間は一致しており、試用期間は無かった旨の供述をしている。

申立期間③について、申立人の所持する資料から、申立人は、昭和50年10月前後にD社に在籍していたことがうかがえる。

しかし、申立人のD社における雇用保険の被保険者記録は無い。

また、申立人が氏名を記憶していた同じ勤務内容の同僚2名についても、申立人と同様にD社で厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、当該期間にD社で厚生年金保険の被保険者記録のある複数の同僚に照会したが、申立人の勤務期間及び保険料控除についての証言は得られなかった。

加えて、申立人は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者になった昭和48年11月には夫の被扶養者となっていることが、夫の勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録されている。

また、申立人が、申立期間①から③までにおいて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年9月30日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、平成15年12月31日から16年1月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年9月30日から同年10月1日まで
② 平成15年12月31日から16年1月1日まで

私は、平成6年4月1日から7年9月30日までA社で正社員として勤務をしており、所持する同社の給与明細書（7年10月期分）から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるにもかかわらず、同年9月の厚生年金保険の記録が無い。また、12年12月7日から15年12月31日までB社で正社員として勤務し、同社の12月分給与明細書からは厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、同年12月の厚生年金保険の記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社の平成7年10月期分給与明細書により、申立人は同年9月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録では、申立人の離職日は平成7年9月29日となっており、

オンライン記録と符合する。

また、申立人から提出されたA社の平成7年10月期分給与明細書に記載された出勤日数及び有給日数からは、申立人が同年9月30日まで勤務したことを確認できない。

さらに、A社は当時の関係資料を本社の移転等により処分したと回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない上、このほかに申立人が平成7年9月30日まで同社に勤務したことをうかがえる関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

申立期間②について、申立人のB社に係る雇用保険被保険者記録では、申立人の離職日は平成15年12月30日となっており、オンライン記録と符合する。

また、B社は、申立人の退職願及び人事記録では退職日は平成15年12月30日となっていると回答している。

さらに、申立人から提出されたB社の平成15年12月分給与明細書には、厚生年金保険料が控除されていた旨の記載が確認できるが、同社の事業主は「保険料控除は翌月控除であるため、給与明細書に記載されている保険料は平成15年11月の保険料である。申立人は同年12月30日付けで退職していることから、同年12月の厚生年金保険料は発生しない。12月分は控除していない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から35年11月16日まで
私は、昭和33年6月1日から35年11月15日までの期間において、A省B局C事務所（現在は、D省E局F管理所）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録によると、当該事業所における資格喪失日が33年10月1日となっており、被保険者期間が25か月欠落している。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D省E局から提出された申立人の人事記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてC事務所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、D省E局は、「申立人の人事記録により、申立人は、行政職（一）に配置換えとなった昭和33年12月16日からC事務所を退職した翌日の35年11月16日まで国家公務員共済組合に加入していることが確認できる。」と回答しており、申立期間のうち、33年12月16日から35年11月16日までの期間は、厚生年金保険被保険者ではなかったものと認められる。

また、D省E局は、公務員であった期間が3年以上20年未満の者が退職したときは、退職一時金が支給されるが、申立人は3年未満のため、退職一時金の支給対象とはなっていない。」と回答している。

さらに、申立期間のうち、昭和33年10月1日から同年12月16日までの期間について、D省E局は、「当時の資料が残っていないため、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が非常勤職員から行政職（一）に変わった同年12月16日ではなく、同年10月1日となっている理由も、当該期間の保険料控除についても不明。」と回答しており、C事務所の元社

会保険事務担当者も、「厚生年金保険から共済組合への切替えについては個別に説明を行っていた。申立期間当時の資料は保管していないため、申立人の厚生年金保険の資格喪失日の届出及び保険料控除については不明。」と供述している。

加えて、C事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人の被保険者資格喪失日と同日に資格を喪失した同僚は4名確認できるところ、うち1名は、昭和33年12月に国家公務員共済組合員資格を取得しており、申立人と同様に2か月間が被保険者期間となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 12 日から 36 年 7 月 2 日まで
② 平成 14 年 5 月 1 日から 15 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、私がA社に勤務した申立期間①の標準報酬月額が7,000円となっているが、入社時に会社から受けた説明では1万円以上であったはずであり、昭和36年4月の昇給も月額2,000円程度はあったと記憶しているので、標準報酬月額が給与の支給額に見合っていない。

また、B社に勤務した申立期間②の標準報酬月額についても、平成14年5月から同年9月までは19万円、同年10月から15年3月までは20万円となっているが、基本給と諸手当を合わせて20万6,800円であったと記憶しているので、標準報酬月額が給与の支給額に見合っていない。

調査の上、申立期間①及び②に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の当該期間における標準報酬月額は、申立人の被保険者資格取得時（昭和35年5月12日）及び昭和35年10月の定時決定では、いずれも7,000円と記載されており、遡及して訂正された記載も無く、オンライン記録とも一致している。

また、申立人の標準報酬月額について、上記の被保険者名簿から、申立人と同じ年度に被保険者資格を取得した同僚全員の標準報酬月額と比較したものの、申立人と同僚の標準報酬月額に大きな差異は無く不自然さは見

られない。

さらに、申立人は、昭和 36 年 4 月の定期昇給が標準報酬月額に改定に反映されていないとして申し立てているが、当該昇給に対応する月額変更実施月は同年 8 月となることから、上記の被保険者名簿によると、申立人は、同年 7 月 2 日に被保険者資格を喪失していることから、当該月額変更の対象となっていないことが確認できる。

加えて、A 社は、当該期間当時の給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人も給与明細書等の資料を所持していないため、事業主が控除していた厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額を確認することができない。

申立期間②について、申立人から提出された任用通知書及び給与支払明細書から、申立人の当該期間における基本報酬月額は 18 万 9,900 円であり、通勤手当を合算した支給総額は 20 万 6,800 円であったことが確認できる。

しかしながら、給与支払明細書から、申立人が当該期間において控除されていた厚生年金保険料額は、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額に見合う金額であったことが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 45 年 9 月 1 日まで

A社（現在は、C社）B支店に勤務していた期間は、毎年昇級しており、給与が減額された記憶は無いにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、昭和 41 年 4 月に標準報酬月額が下がっているため、申立期間の標準報酬月額が低額となっている。調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与が減額された記憶が無いにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、昭和 41 年 4 月に標準報酬月額が下がっているため、申立期間の標準報酬月額の記録が低額となっているのはおかしいと述べている。

しかし、C社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料は無い旨回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認することができない。

また、A社B支店に勤務していた複数の同僚について、昭和 41 年 4 月に申立人と同様に標準報酬月額が下がっている記録が確認できるところ、申立人及び当該同僚の同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額の記録は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、標準報酬月額が遡って訂正されるなど、不自然な事務処理が行われた形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立期間において、申立人が主張する

標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 4 月から、自身が代表として起業した A 社で、当初は実弟 2 名と共に B 業を開始し、起業から数年後には C 社に組織変更及び社名変更をした。それにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録では、A 社における被保険者期間が無く、C 社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が 39 年 1 月 1 日になっている。A 社から C 社に組織変更及び社名変更をした具体的な時期は覚えていないが、申立期間には A 社として事業を行っていたので、当該期間を同社の厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 社の前身である A 社における被保険者期間が無い旨を述べており、厚生年金保険の被保険者記録では、申立人は C 社において、昭和 39 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得しているが、A 社に係る事業所別被保険者名簿（健康保険厚生年金保険被保険者名簿）では、申立人が同日に資格取得した事業所は同社であり、同社は 41 年 10 月 1 日に C 社に名称変更していることが確認できる。

申立人が申立期間において A 社で事業を行っていたことは、複数の従業員及び同社が業務委託をしていたとする会計事務所の証言から推認できる。

しかしながら、A 社は、上記の申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と同日である昭和 39 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が申立期間に A 社で共に事業を開始したと述べている実弟 2 名の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び同社の新規適用日である昭

和 39 年 1 月 1 日より前に入社したと述べている従業員の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、全て同社の新規適用年月日と同じ年月日と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「A社を起業した頃、同社にいたのは事業主である私と実弟 2 名であった。」と述べている上、前述の従業員は、「私は、昭和 38 年 6 月頃に入社したが、その時の従業員は 4 名ぐらいであったと思う。」と回答していることから、同社は申立期間においては当時の厚生年金保険の適用を受ける必要の無い事業所であったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7193 (事案 5581 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 2 月 1 日まで
② 昭和 36 年 4 月 1 日から 44 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 1 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで

私は、高校を卒業した昭和 33 年 3 月に A 社に入社し、同年 4 月 1 日に正社員となると同時に同社の関連会社である B 社に配属され、43 年 12 月まで、D 業務担当として C 百貨店の店舗で勤務した。厚生年金保険の記録では、申立期間①及び②が被保険者期間となっていないことから確認の申立てを行ったが、前回の申立ては認められなかった。今回、45 年 3 月に催行された同僚の結婚式での写真が見付かり、同年 3 月末まで B 社に勤務していたことを思い出したが、申立期間③も被保険者期間となっていない。結婚式での写真を提出するので、再度調査の上、申立期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、複数の同僚の供述から、申立人が A 社及び B 社に勤務していたことは推認できるが、事業主は、当時、従業員の厚生年金保険への加入について、従業員の担当業務や配属先等により、異なる取扱いを行っていたと考えられること、厚生年金保険の適用事業所となっていない期間があること、及び国民年金の保険料を納付していたこと等を総合的に判断し、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 4 月 20 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は保険料納付を示す新たな資料を提出

しておらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、昭和 45 年 3 月に催行された同僚の結婚式での写真を提出しているが、当該写真では、申立人の B 社における当該期間の勤務実態を確認することができない。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間において申立人の氏名の記載は無く、整理番号は連続しており欠番は見られない。

さらに、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

加えて、オンライン記録から、申立人は当該期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 21 日から 49 年 9 月 1 日まで
私は、昭和 46 年 12 月に A 社に入社後、B 社 C 事業所に派遣され、同事業所において 49 年 8 月 31 日まで継続して勤務した。
厚生年金保険の記録によると、昭和 48 年 3 月 21 日に被保険者資格を喪失したことになっているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社における申立人の雇用保険の記録は、昭和 46 年 12 月 1 日から 48 年 3 月 20 日までの期間となっており、申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

また、A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、資格喪失日は昭和 48 年 3 月 21 日と記載されており、雇用保険の記録と一致する。

さらに、申立人が A 社を退職した直後に勤務した D 社発行の昭和 49 年分源泉徴収票の摘要欄には、申立人の D 社入社日及び A 社での給与支給額のみ記載であり、A 社での社会保険料控除額等が記載されていないほか、当該源泉徴収票の社会保険料額欄に記載されている金額は、D 社での報酬総額から判断して同社に係るものであることが確認できることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

加えて、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同

社の親会社であるE社も、「当時の資料は保管していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除は不明。」と回答しているほか、申立人も厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 9 月 1 日まで
厚生年金保険の記録によると、申立期間の標準報酬月額がそれまでの 47 万円から 34 万円に大幅に下がっているが、給与額は変わらなかったはずである。

調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額について、給与額は変わっていないのに、それまでの 47 万円が 34 万円に下がっているのはおかしいと主張している。

しかしながら、A社が提出した申立期間に係る社会保険料控除データによると、申立期間のうち、平成 2 年 11 月から 3 年 9 月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、A社が加入していたB厚生年金基金の申立人に係る加入員台帳によると、申立期間に係る標準給与月額が 34 万円となっており、オンライン記録と一致している上、C健康保険組合の記録においても、当該期間の標準報酬月額は 34 万円となっている。

さらに、オンライン記録を確認したものの、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、遡った訂正等の不合理な処理が行われた形跡は無い。

加えて、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 9 日から 46 年 8 月 2 日まで
私は、父の紹介により、申立期間において、A社に勤務し、入社当初からB国に出張していた。

しかしながら、厚生年金保険の加入記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

給与明細書等の保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する名刺、旅券の出入国記録及びA社の代表取締役の回答から判断すると、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

また、A社の代表取締役は、「正社員は申立人のみであったため、厚生年金保険の適用に係る届出をしていない。当然、給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している。

さらに、申立人は同僚が1名いたとしているが、名前を覚えていないことから当該同僚に保険料控除等について照会を行うことができない。

加えて、A社は既に解散しており、人事記録等の関連資料を確認することができないほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7197

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月頃 から 34 年 4 月頃まで
A 社（現在は、B 社）で、申立期間に C 職として勤務したが、厚生年金保険の記録では被保険者期間となっていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務した場所や業務内容及び同僚の氏名を記憶していることから、A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人が同じ C 職であったとする同僚については、申立人と同様に A 社で厚生年金保険被保険者の記録が無い。

また、申立期間当時、A 社で厚生年金保険被保険者の記録のある同僚に照会したところ、複数の者が C 職は委任契約で厚生年金保険には加入しなかった旨の供述をしている上、B 社も C 職が厚生年金保険に加入する扱いになったのは昭和 49 年以降であるとの回答をしている。

さらに、申立人が、A 社において、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 1 日から 35 年 6 月 1 日まで
厚生年金保険の記録では、申立期間について脱退手当金を支給済みとなっているが、脱退手当金の支給日とされている日は長女を出産した*日後であり、私は病院に入院していたため、そのような時にどのようにして脱退手当金を受給したかは疑問である。また、退職後、会社から一切連絡は無く、自分で手続をしたことも、お金を受け取った記憶も無い。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和35年11月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和60年11月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないと認め、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月1日から3年9月1日まで

日本年金機構から送付された標準報酬月額の表を照合したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成元年7月1日からの標準報酬月額は34万円、2年10月1日からは36万円と記録されているが、元年頃に37万円の給与額で新入社員を募集したので、その頃入社した者の給与額より低い標準報酬月額のはずはなく、また、同社を会社都合で退職し、4年3月までの7か月間、毎月失業保険を約30万円受給していたので、申立期間の毎月の給与総支給額は約50万円であったことに間違いはない。

申立期間の標準報酬月額を総支給額である50万円に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が受け取っていた報酬月額と比較して低く記録されていると主張している。

しかしながら、平成元年11月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した新入社員2名の標準報酬月額は、申立人が記憶する報酬月額37万円に見合う標準報酬月額より低い26万円であったことが、オンライン記録により確認できる。

また、申立人は、離職票等を所持していない上、管轄公共職業安定所にも申立人に係る雇用保険の給付に関する書類は保存期限を経過しているため保管されておらず、申立人が給付されていたとする雇用保険の基本手当額について申立人の主張を確認することができない。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合に係る申立人の標準報酬月

額の記録は、申立期間を含め申立人が同社に勤務していた全期間について、オンライン記録と一致している上、同健康保険組合の事務担当者は、申立期間の届出用紙は複写式であったと回答していることから、A社は、B健康保険組合に提出したものと同一のものを社会保険事務所（当時）に届け出ていたものと考えられる。

加えて、申立期間におけるA社の取締役及び同僚の標準報酬月額は、申立人が主張する報酬月額 50 万円に見合う標準報酬月額より低額であったことが、オンライン記録により確認でき、申立人の標準報酬月額がこれらの者と比較して著しく低いとは認められない上、申立人を含めたこれらの者の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は見当たらない。

また、A社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料は廃棄済みであると回答している上、申立人は、申立期間の保険料控除額を示す給与明細書等を所持していないため、申立人が主張する報酬月額 50 万円に見合う厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月 8 日から 58 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 57 年 12 月 8 日から一貫してA社及びB社に勤務していたが、このうちA社C事業所で臨時雇用員として勤務した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。この間もA社で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、所持する「履歴カード」により、申立人は、申立期間においてA社C事業所に臨時雇用員として勤務していたことは認められる。

しかし、D機構E部（A社の事業がD機構に移管。）は、「申立人の履歴カードから、申立人は申立期間において1か月ごとに期間を区切った臨時雇用員として、A社C事業所に在籍していたことが推察されるが、同社から申立人に係る賃金台帳、公租公課徴収票などの資料等を継承していないため、事実関係を確認することができない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、D機構から提出された臨時雇用員等社会保険事務処理規程（昭和38年9月7日付け総裁達第435号）には、「試用員、臨時雇用員の健康保険及び厚生年金保険の被保険者としての適用対象範囲について、①2箇月以上の期間を定めて使用される場合、②日々雇い入れられる者であって、1箇月をこえて引き続き使用された場合、③2箇月以内の期間を定めて使用される者であって、所定の期間をこえて引き続き使用された場合」と規定されているが、上記の履歴カードには、申立期間の各月の就業日数（57

年12月は19日、58年1月は23日)が記載されているのみであり、当該期間において、申立人が上記規定の適用対象であったことをうかがうことができない。

さらに、A社C事業所を管轄する同社F局に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、申立期間における同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から供述を得ることができない上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 16 日から 35 年 2 月 1 日まで
厚生年金保険被保険者記録によると、私が A 事業所に勤務していた昭和 31 年 11 月 26 日から 35 年 1 月 31 日までの期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間も厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人に係る人事記録（写）及び照会文書に対する回答により、申立人が申立期間において、非常勤職員として A 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、事業主は、「人事記録以外の資料が保管されていないため、同人事記録以外の勤務条件等については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、A 事業所に照会した際に受領したとして「昭和 33 年 12 月 1 日付けで 1 日単位の雇用形態に変更となっていることから、同日以降においては、厚生年金保険加入対象外であった可能性がある。」と記載された回答文書を提出しているところ、事業主から提出された人事記録には、「昭和 33 年 12 月 1 日任期は 1 日とする。任命権者が別段の措置をしない限り任用を日々更新する。」旨の記載が確認でき、申立人の所持する回答文書と符合する。

さらに、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日と同日の昭和 33 年 12 月

16 日付けで同資格を喪失した者 7 人のうち、連絡先が判明した同僚は、「私は、非常勤職員として昭和 33 年 12 月 16 日以降も同事業所に継続して勤務していたが、同日以降の厚生年金保険の加入記録は無く、その理由も不明である。」と述べており、当該同僚から提出された、同事業所が当該同僚に交付した人事記録においても、申立人と同様に、「昭和 33 年 12 月 1 日任期は 1 日とする。任命権者が別段の措置をしない限り任用を日々更新する。」旨の記載が確認でき、これらのことから判断すると、同事業所においては、申立期間当時、一日単位の任用職員については、厚生年金保険の加入対象としない取扱いであったことがうかがえる。

加えて、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 33 年 12 月 16 日であり、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。